

宮城県 大衡村
子ども・子育て支援事業計画

(第2期 令和2年度～令和6年度)



宮城県 大衡村
令和2年3月

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	2
4 策定体制.....	3
5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要.....	4
第2節 本村の現況.....	6
1 人口・世帯.....	6
2 人口動態.....	9
3 婚姻関係.....	10
4 産業・労働力.....	11
第3節 子ども・子育てを取り巻く環境.....	13
1 教育・保育の現況.....	13
2 子ども・子育て支援事業（第1期）の実施状況.....	15
3 子育て家庭の状況（アンケート結果概要）.....	19
4 新たな子ども・子育て支援に向けた方向性の整理.....	42
（1）子育て家庭を支える教育・保育基盤の整備と質の向上.....	42
（2）妊娠期からの切れ目のない支援の構築.....	42
（3）子どもの生きる力の育み.....	42
（4）子育てしやすい安全安心な地域づくり.....	42
（5）一人ひとりへの配慮のある支援.....	42
第4節 子ども・子育て支援の基本的な考え方.....	43
1 基本理念.....	43
2 基本目標.....	44
第2章 子ども・子育て支援施策の展開	45
施策体系.....	45
基本目標1 子ども・心身の健やかな成長の支援.....	46
1-1 子どもの教育環境の整備.....	46
1-2 子どもたちの心と体の健全育成の推進.....	48
基本目標2 子育て家庭をサポートする環境の整備.....	49
2-1 母子の健康づくりの推進.....	49
2-2 食育の推進.....	50
2-3 小児医療の充実と地域医療体制づくり.....	50
2-4 家庭の子育て力の強化.....	50

2 - 5	子育て家庭に対する経済的支援	51
基本目標 3	地域の子育て力を強化する施策の充実	52
3 - 1	地域に根差した子どもの育ちを支える取り組みの推進	52
3 - 2	小学生の遊び・生活の場の確保	53
3 - 3	次代の親の育成	53
基本目標 4	子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保	54
4 - 1	子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備	54
4 - 2	子どもと子育て家庭の安全の確保	54
基本目標 5	一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実	55
5 - 1	障がい児施策の充実	55
5 - 2	ひとり親家庭などへの自立支援の推進	57
5 - 3	要保護児童対策	57
第3章	子ども・子育て支援事業計画	58
第1節	計画期間における見込みの考え方	58
1	教育・保育のニーズ量の見込みの考え方	58
2	児童数及び子育て家庭の今後の見通し	62
第2節	教育・保育提供区域の設定	65
第3節	教育・保育施設の充実	67
1	教育・保育施設の需要量及び確保の方策	67
2	教育・保育の一体的提供の推進	70
3	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	70
4	産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	70
5	子どもに関する専門知識・技術を要する支援における県との連携	71
6	職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携	71
第4節	地域子ども・子育て支援事業の充実	72
1	地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	72
第4章	計画の着実な推進に向けて	80
1	計画の推進体制	80
2	計画の進捗状況の点検・評価	80
資料編		81
1	計画の策定経過	81
2	子ども・子育て会議	82

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

大衡村（以下「本村という。」）では、平成 26 年度に「大衡村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育について必要な量を定めるとともに、地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、近年では核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、子育て家庭の孤立や産後うつなどが課題となっており、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や教育・保育の受け皿確保が進められている状況です。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった子育て家庭の視点に立った支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本村の子どもとその親が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

そこで、本村においては、「大衡村子ども・子育て支援事業計画」を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、「第 2 期大衡村子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画という。」）」を策定するものです。

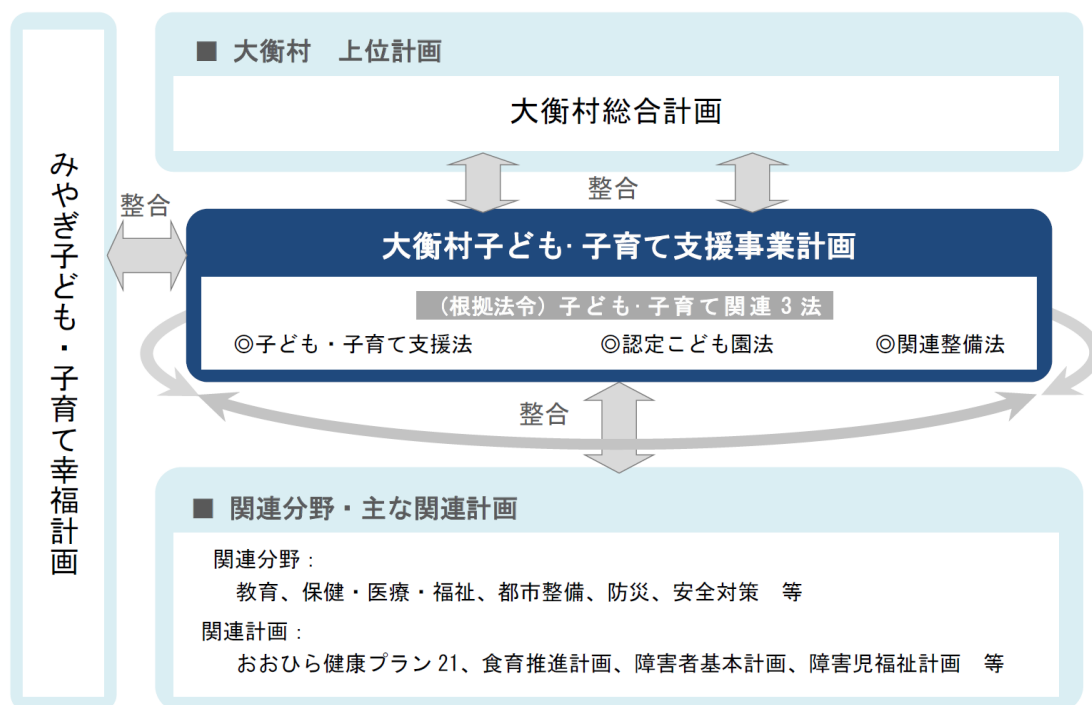
2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、計画の一部を、次世代育成支援対策推進法に基づく本村の次世代育成支援行動計画に位置づけ、子ども子育て施策を展開します。

なお、計画の策定にあたっては、宮城県の策定する「みやぎ子ども・子育て幸福計画」や上位計画である「大衡村総合計画」など、子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画とします。

図表 計画の位置づけ

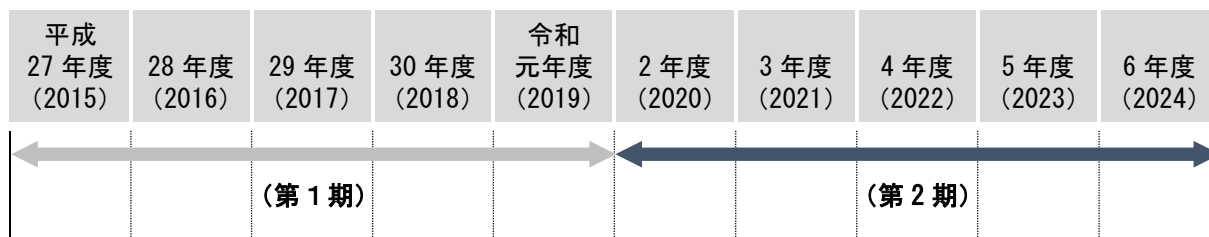


3 計画期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図 計画期間



4 策定体制

計画策定にあたっては、子育て家庭の現状や意向、関係者との審議など、幅広い意見を計画改定に反映するよう努めました。

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている「大衡村子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

子ども・子育て会議の役割

- ① 教育・保育施設や地域型保育事業に関する村の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ② 村の「子ども・子育て支援事業計画」の策定、または変更について意見を述べること。
- ③ 村の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

(2) アンケート調査（就学前児童の保護者、小学生の保護者）の実施

本計画策定にあたり、就学前児童及び小学生の保護者を対象として、次のことを把握するアンケートを実施しました。

- 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。
- 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

図表 アンケート調査実施概要

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	411 票	308 票	74.9%
	小学生	182 票	119 票	65.4%
調査期間	2019 年 2 月			
調査方法	郵送による配付・回収			

5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づく制度であり、平成27年4月に施行されました。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記に2法に伴う児童福祉法ほかの改正）

（1）制度の対象となる子ども

0歳	1～5歳	6～11歳	12～17歳
乳児期	幼児期	小学生	中学生以上
幼児期の学校教育・保育			
地域子ども・子育て支援事業 （右記・下記以外）		地域子ども・子育て支援事業 「放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」	
地域子ども・子育て支援事業「利用者支援事業」「養育支援訪問事業」			
子ども・子育て支援法における「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（第6条）			

（2）子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

① 子ども・子育て支援給付

平成27年度から実施されている「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」に加え、教育・保育の無償化に伴い令和元年10月1日より新設された「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が定める基準等に基づき各市町村で給付を行います。

図表 子ども・子育て支援給付

種 類	対象事業
(ア) 施設型給付（※）	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ) 地域型保育給付（※）	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ) 施設等利用費	認定こども園、（施設型給付を受けない）幼稚園、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
(エ) 児童手当	—

※（ア）施設型給付、（イ）地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）したうえで給付。（子ども・子育て支援法19条）

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし（学校教育）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育

② 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、本計画に従って、以下の事業を実施することとされています。

本村では、利用者支援に関する事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童健全育成事業を除く、事業を実施しています。

なお、放課後児童健全育成事業については、児童館において原則すべての小学生児童の放課後の居場所を提供しています。

1) 利用者支援に関する事業	8) 一時預かり事業
2) 地域子育て支援拠点事業	9) 延長保育事業
3) 妊婦健康診査事業	10) 病児・病後児保育事業
4) 乳児家庭全戸訪問事業	11) 放課後児童健全育成事業
5) 養育支援訪問事業	12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
6) 子育て短期支援事業	13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	

第2節 本村の現況

計画策定にあたって、本村の現況は次のとおりです。

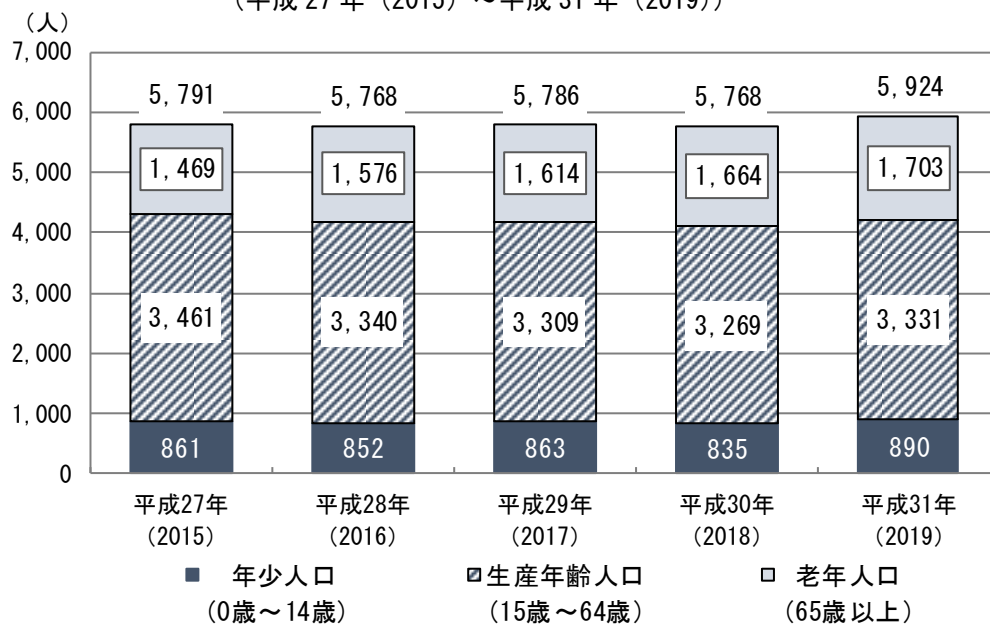
1 人口・世帯

(1) 総人口・年齢構成の推移

本村の平成31年4月1日における総人口は5,924人（男性2,972人、女性2,952人）となっています。総人口は過去5年間で横ばい状態が続いており、平成27年と平成31年を比較すると、2.3%（133人）増加しています。

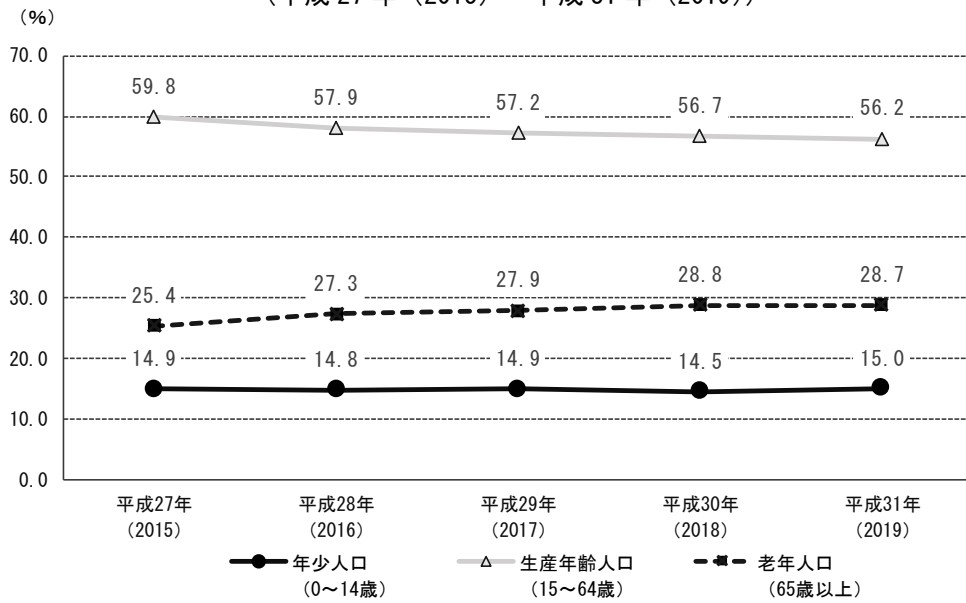
また、年齢3区分別の5年間の推移をみると、生産年齢人口が3.8%（130人）減少している一方、年少人口が3.4%（29人）、老年人口は15.9%（234人）増加しており、高齢化が少しずつ進行している状態といえます。

図表 総人口・年齢3区分別人口の推移
(平成27年(2015)～平成31年(2019))



資料：住民基本台帳 各年4月1日

図表 総人口における年齢3区分比率の推移
(平成27年(2015)～平成31年(2019))

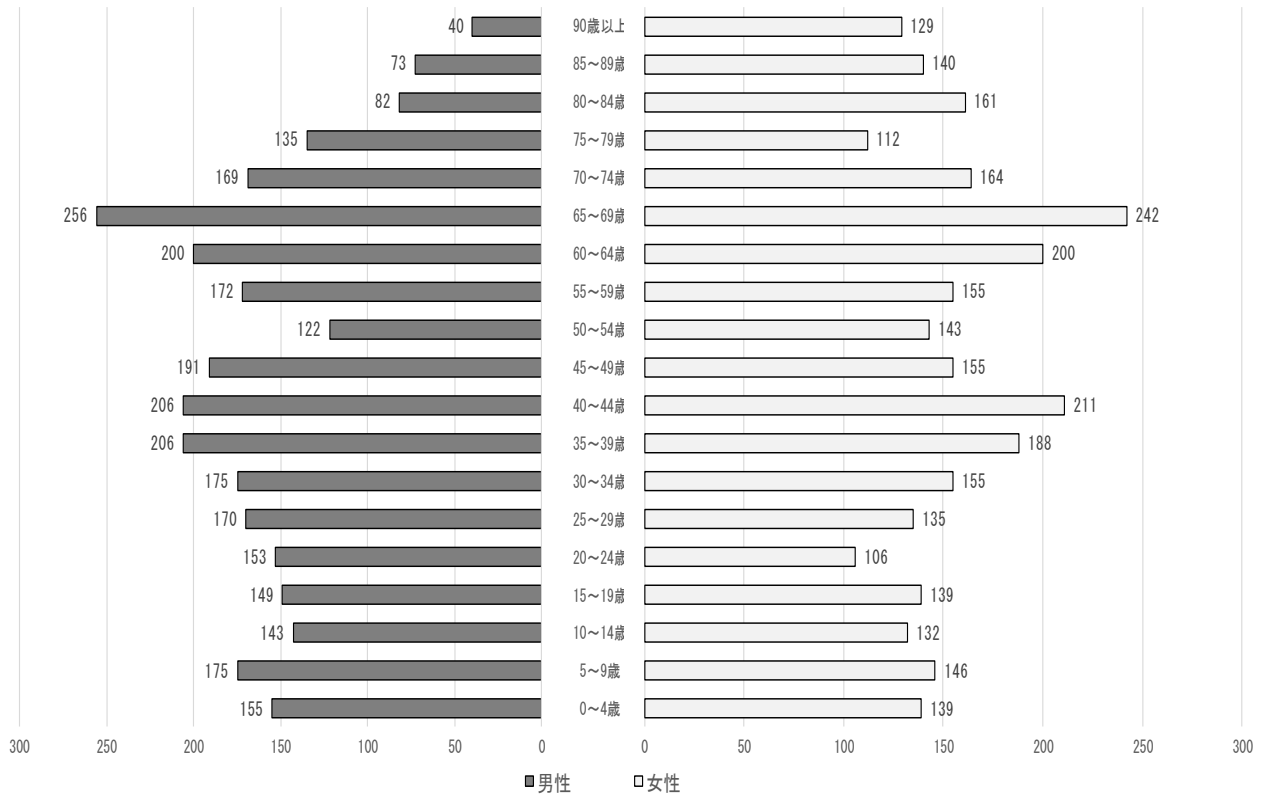


資料：住民基本台帳 各年4月1日

(2) 人口ピラミッド

平成31年4月1日の年齢構成をみると、団塊の世代を含む60代後半をピークに、年齢層が低くなるとともに人口が減少傾向にあります。

図表 性別・5歳階級別人口(人口ピラミッド)
(平成31年(2019))



資料：住民基本台帳 平成31年4月1日

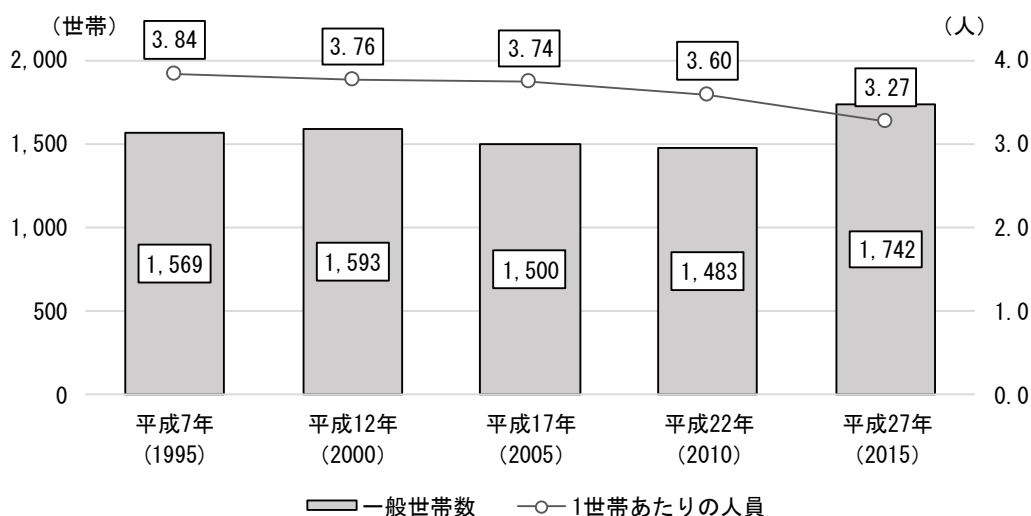
(3) 世帯の推移

一般世帯数は、平成7年から平成22年にかけて、1,500世帯前後の横ばい状態にありましたが、平成27年には1,742世帯と増加しています。

一方、1世帯あたりの人員については減少傾向が続いており、平成27年(2015年)には3.27人となっています。

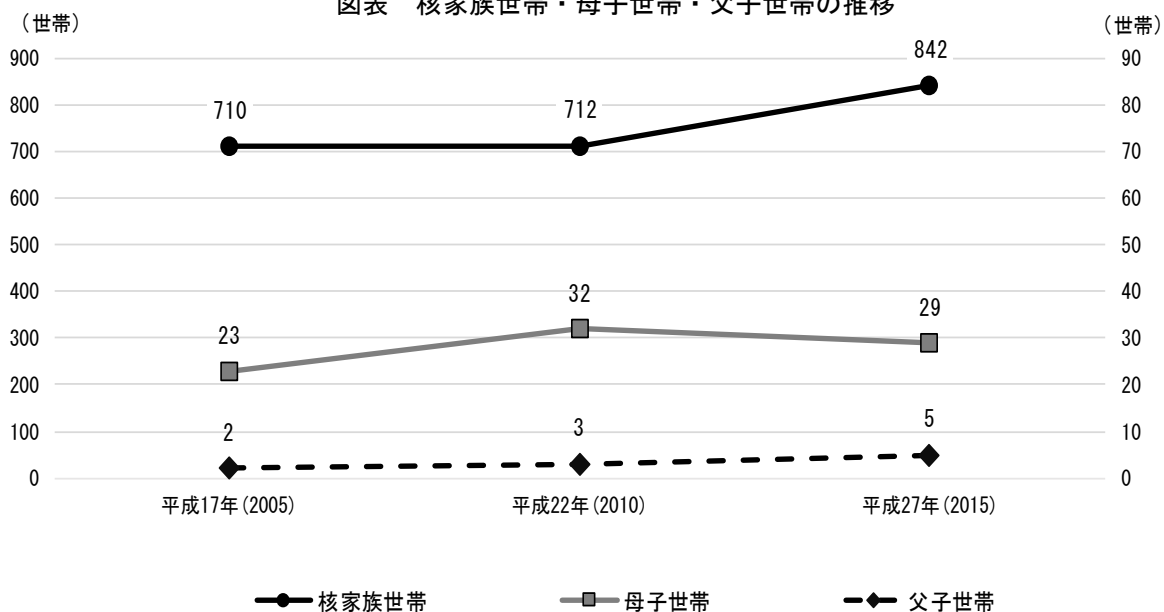
また、1世帯あたりの人員の減少に伴い、核家族世帯、母子世帯、父子世帯はそれぞれ増加傾向にあります。

図表 一般世帯数・1世帯あたりの人員の推移



資料：国勢調査

図表 核家族世帯・母子世帯・父子世帯の推移



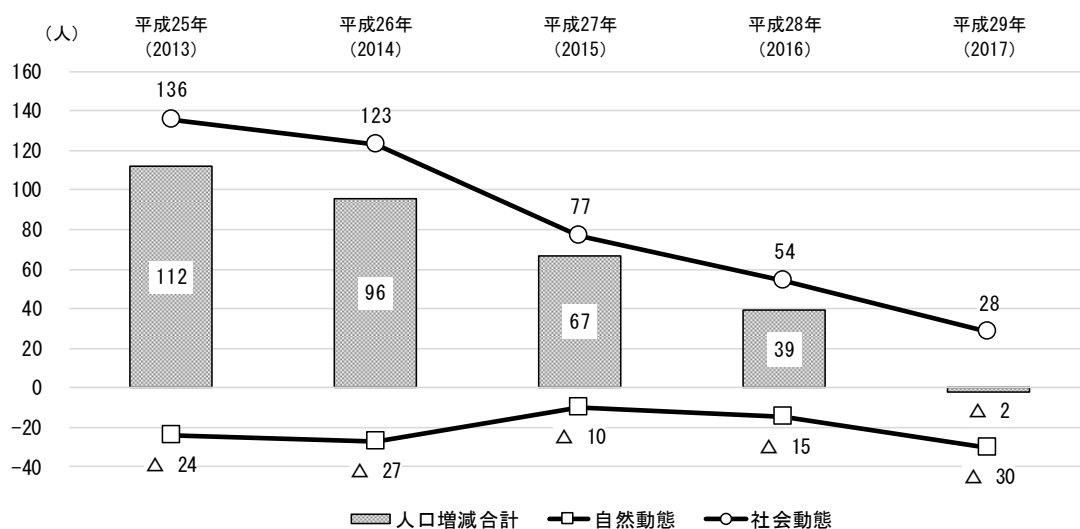
資料：国勢調査

2 人口動態

平成25年から平成29年まで5年間の人口の動きをみると、平成28年まで、自然動態（出生－死亡）のマイナスに比べ、社会動態（転入－転出）のプラスが上回っており、社会全体ではプラスの状態が続いておりました。

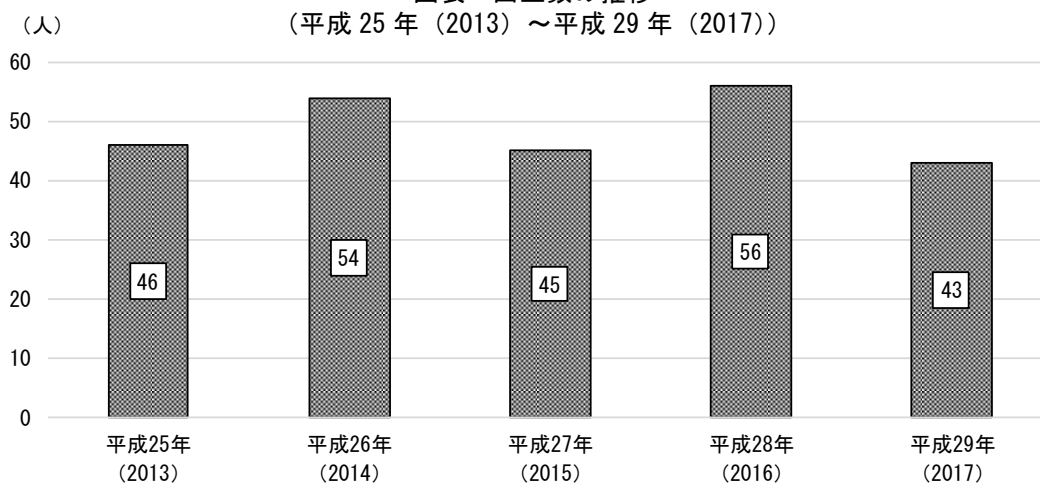
しかし、社会動態の減少に伴い増加数も徐々に減少し、平成29年（2017）には5年間で初めてマイナスとなりました。

図表 人口増減・自然動態・社会動態の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

図表 出生数の推移
(平成25年(2013)～平成29年(2017))

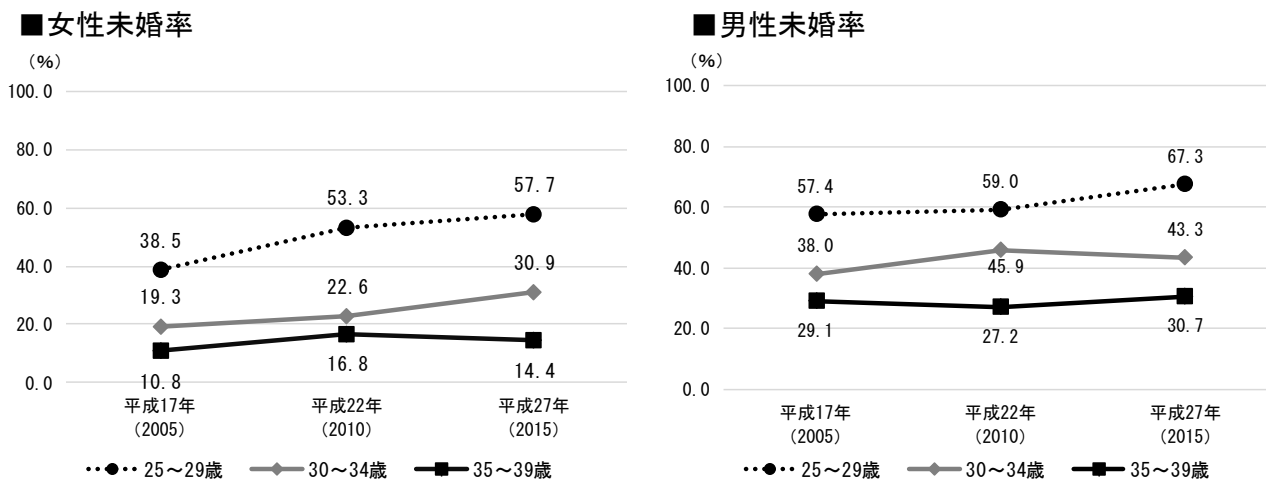


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

3 婚姻関係

25～39歳における男女別未婚率の推移をみると、男女ともに増加傾向にあります。平成17年（2005）から平成27年（2015）の10年間で女性は7.5ポイント、男性は1.1ポイント（ともに25～39歳の合計）増加しています。

図表 男女別未婚率（25～39歳）の推移
（平成17年（2005）～平成27年（2015））



資料：国勢調査

■男女別未婚率（25～39歳）の推移（平成17年（2005）～平成27年（2015））

単位：未婚率（%）、未婚者数・人口（人）

区分		女性				男性			
		25～29歳	30～34歳	35～39歳	25～39歳合計	25～29歳	30～34歳	35～39歳	25～39歳合計
未婚率	平成17年(2005)	38.5	19.3	10.8	24.6	57.4	38.0	29.1	44.1
	平成22年(2010)	53.3	22.6	16.8	28.5	59.0	45.9	27.2	43.9
	平成27年(2015)	57.7	30.9	14.4	32.1	67.3	43.3	30.7	45.3
未婚者数	平成17年(2005)	72	34	13	119	120	65	34	219
	平成22年(2010)	65	37	29	131	85	83	41	209
	平成27年(2015)	79	42	27	148	99	71	61	231
人口	平成17年(2005)	187	176	120	483	209	171	117	497
	平成22年(2010)	122	164	173	459	144	181	151	476
	平成27年(2015)	137	136	187	460	147	164	199	510

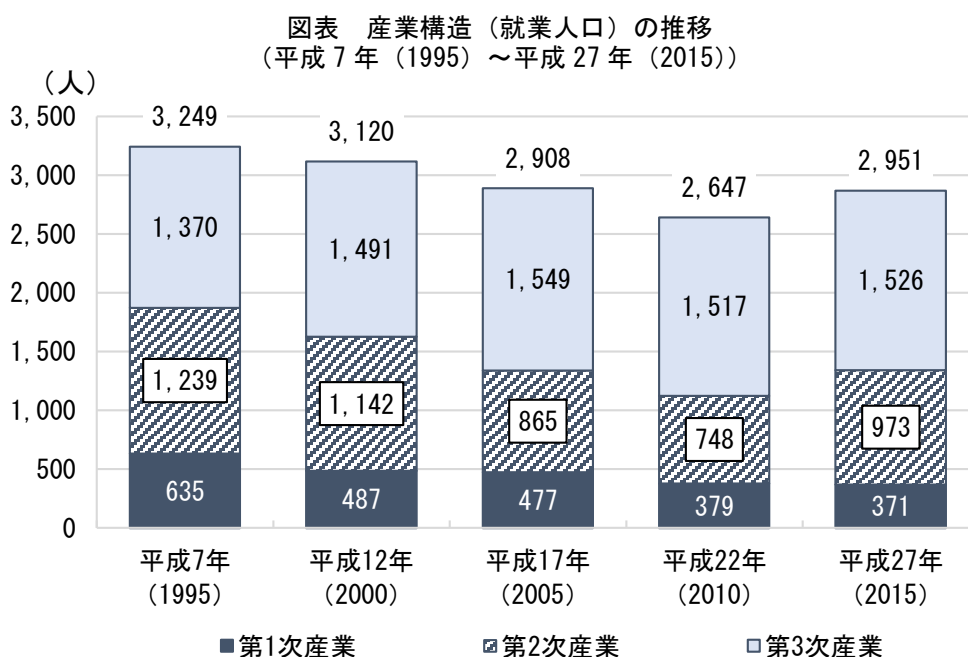
資料：国勢調査

4 産業・労働力

(1) 産業構造（就業人口）

本村の就業人口をみると、平成7年（1995）から平成22年（2010）にかけて減少が続いていましたが、平成27年（2015）には増加し2,951人となっています。

また、産業別に就労人口の推移をみると、第1次産業者数、第2次産業者数は減少傾向にあるものの、第3次産業者数は増加しており、本村における産業構造に変化がみられます。

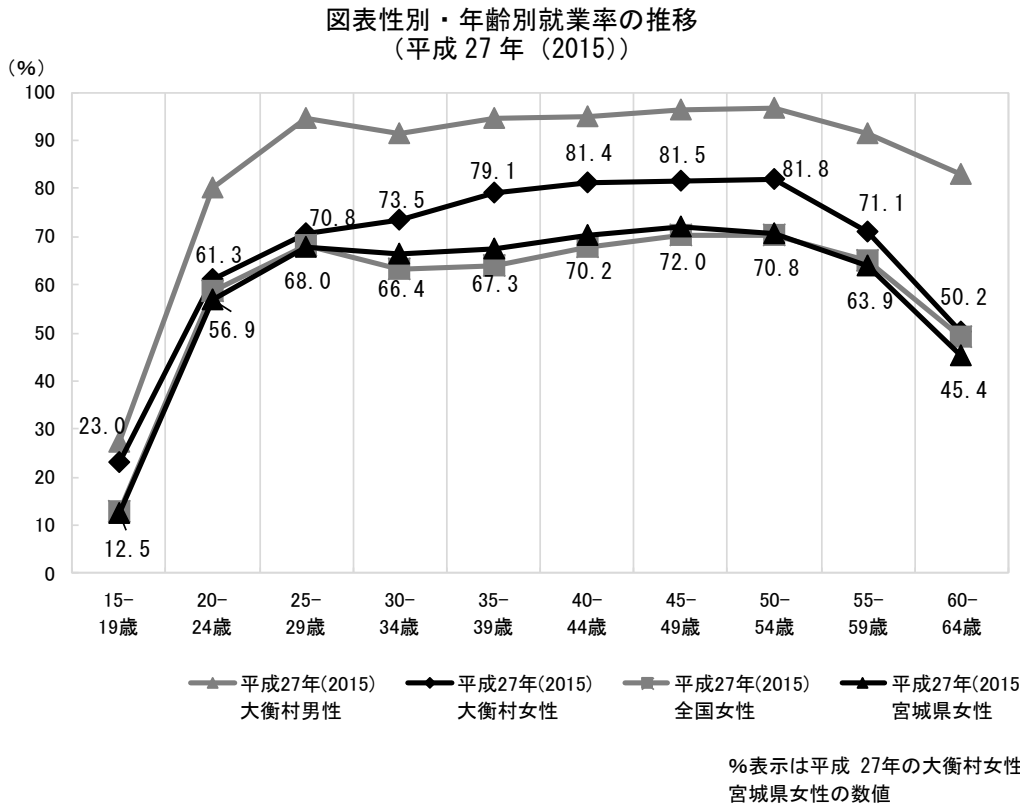


※ 就業者数は、第1～3次産業別就業者に分類不能を含めた合計となっています。

資料：国勢調査

(2) 性別・年齢別就業率

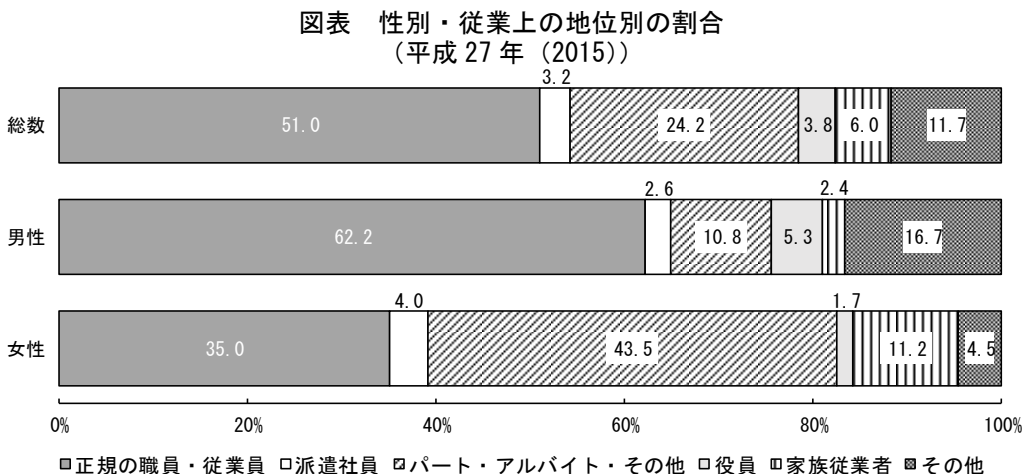
女性の就業率を年齢別にみると、結婚・出産期にあたる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」はほとんどみられません。特に20代後半から50代後半にかけて7割を超え宮城県、全国と比較しても高い水準となっています。



資料：国勢調査

(3) 性別・従業上の地位別の割合

従業上の地位を男女で比較すると、女性は「パート・アルバイト・その他」、「家族従業者」の割合が特に男性よりも高くなっています。



資料：国勢調査

第3節 子ども・子育てを取り巻く環境

1 教育・保育の現況

(1) 認定こども園・保育所の状況

村内には平成31年度(2019)時点で、認定こども園が1か所、保育所(園)が1か所、小規模保育施設が1か所あります。

平成31年(2019)のそれぞれの充足率をみると、おおひら万葉こども園では106.7%、ききょう平保育園では37.5%、万葉にこにこ保育園では100.0%となっています。

① 認定こども園

図表 認定こども園別児童数の推移
(平成27年(2015)～平成31年(2019))

単位：(人)

施設名	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	平成31年 定員	平成31年 充足率
おおひら万葉こども園	225	221	230	230	224	210	106.7%

資料：大衡村 健康福祉課 (各年4月現在)

② 保育所(園)

図表 保育所(園)別児童数の推移
(平成30年(2018)～平成31年(2019))

単位：(人)

施設名	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	平成31年 定員	平成31年 充足率
ききょう平保育園	8	15	40	37.5%

資料：大衡村 健康福祉課 (各年4月現在)

③ 小規模保育施設

図表 小規模保育施設別児童数の推移
(平成28年(2016)～平成31年(2019))

単位：(人)

施設名	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	平成31年 定員	平成31年 充足率
万葉にこにこ保育園	10	11	11	12	12	100.0%

資料：大衡村 健康福祉課 (各年4月現在)

(2) 小・中学校の状況

小学校学年別の推移をみると、1 学年 40 人～70 人前後で推移しており、平成 31 年の全児童数は 365 人となっています。また、中学校学年別の推移をみると、小学校と同様に 1 学年 40 人～70 人前後で推移しています。小学校、中学校ともに平成 27 年（2015）から令和元年（2019）にかけて、児童・生徒数に大きな変化はみられません。

① 小学校

図表 学年別小学校児童の推移
(平成 27 年（2015）～令和元年（2019）)

単位：(人)

学年	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
小学 1 年生	51	54	61	57	69
小学 2 年生	67	49	55	61	58
小学 3 年生	41	67	49	56	64
小学 4 年生	60	43	68	49	56
小学 5 年生	53	60	42	69	51
小学 6 年生	52	54	60	44	67
合計	324	327	335	336	365

資料：大衡村 学校教育課（各年 5 月 1 日）

② 中学校

図表 学年別中学校生徒の推移
(平成 27 年（2015）～令和元年（2019）)

単位：(人)

学年	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
中学 1 年生	77	50	51	60	42
中学 2 年生	51	77	50	52	59
中学 3 年生	54	51	78	50	52
合計	182	178	179	162	153

資料：大衡村 学校教育課（各年 5 月 1 日）

(3) 児童館の利用状況

大衡児童館利用者の推移をみると、毎年 30,000 人～33,000 人の利用となっています。

図表 学児童館利用者の推移
(平成 27 年（2015）～平成 31 年（2019）)

単位：(人)

施設名	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
大衡児童館	31,737	29,787	32,753	33,206	33,000※

資料：大衡村 健康福祉課（各年度 3 月末）
※平成 31 年度（2019）は見込み

2 子ども・子育て支援事業（第1期）の実施状況

（1）教育・保育提供体制

認定区分ごとの推移をみると、2号認定、3号認定については概ね計画値に近い実績で推移しているのに対し、1号認定においては、計画値よりも低い実績となっています。

また、3号認定の待機児童の推移をみると、平成29年（2017）から0人が続いています。

■1号認定の推移

単位：（人）

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
定員	認定こども園	75	75	75	75	60
計画値	1号認定	90	90	90	90	90
実績値	1号認定	82	71	71	71	58

■2号認定の推移

単位：（人）

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
定員		90	90	90	115	115
	保育所	—	—	—	25	25
	認定こども園	90	90	90	90	90
計画値	2号認定	71	80	81	115	115
実績値	2号認定	82	79	93	98	119

■3号認定の推移

単位：（人）

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
定員		60	72	72	87	87
	保育所				15	15
	認定こども園	60	60	60	60	60
	地域型保育	—	12	12	12	12
計画値	3号認定	60	72	72	87	87
実績値	3号認定	66	60	66	61	85

■3号認定待機児童の推移

単位：（人）

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
0歳児	1	6	—	—	—
1歳児	—	6	—	—	—
2歳児	—	6	—	—	—
合計	1	18	0	0	0

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 延長保育事業（時間外保育）

延長保育事業については、平成30年（2018）に1か所増設し、村内で2か所の実施となっています。また、利用者数は計画値を下回る人数で推移していますが、平成30年（2018）に増加し、56人の利用となっています。

■延長保育事業の推移

単位：利用者数（人）/実施か所（か所）

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
計画値	計画利用者数	106	108	107	107
	計画実施か所数	1	1	1	1
実績値	利用者数	31	31	35	56
	実施か所数	1	1	1	2

② 一時預かり事業（幼稚園預かり保育・幼稚園預かり保育以外）

一時預かり事業について、幼稚園預かり保育（1号認定）、幼稚園預かり保育以外ともに計画値を上回る利用となっています。保護者のニーズが高く利用者が大幅に増加し、今後の増加も見込まれます。

■一時預かり事業の推移（幼稚園預かり保育）

単位：利用者数（人）/実施か所（か所）

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
計画値	計画利用者数	18	19	19	19
	計画実施か所数	1	1	1	1
実績値	利用者数	160	179	293	626
	実施か所数	1	1	1	1

■一時預かり事業の推移（幼稚園預かり保育以外）

単位：利用者数（人）/実施か所（か所）

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
計画値	一時預かり事業（在園児対象型以外）による計画利用者数	10	10	10	10
	子育て援助活動支援事業による計画利用者数	0	0	0	0
	計	10	10	10	10
実績値	一時預かり事業（在園児対象型以外）による計画利用者数	34	29	33	121
	子育て援助活動支援事業による計画利用者数	0	0	0	0
	計	34	29	33	121

③ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

第1期計画期間中に病児保育事業、子育て援助活動支援事業の実施はありませんでしたが、平成31年（2019）より実施しています。

■病児保育事業、子育て援助活動支援事業の推移 単位：（人）

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
計画値	病児保育事業による計画利用者数	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業による計画利用者数	0	0	0	0
実績値	病児保育事業による計画利用者数	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業による計画利用者数	0	0	0	0

④ 利用者支援事業

現在、本村では利用者支援事業は実施しておりません。

■利用者支援事業の推移 単位：（か所）

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
計画値	実施か所数	0	0	0	0
実績値	実施か所数(計)	—	—	—	—
	基本型・特定型	—	—	—	—
	母子保健型	—	—	—	—

⑤ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、利用者が各年約850人～1,000人で推移しています。子育て支援センターの親子活動への参加者が増加し、計画値を上回る利用がみられます。

■地域子育て支援拠点事業の推移 単位：利用者数（人）/実施か所（か所）

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
計画値	計画利用者数	242	240	237	234
	計画実施か所数	1	1	1	1
実績値	利用者数	900	1,022	859	1,023
	実施か所数	1		1	1

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

乳児家庭全戸訪問事業については、保健活動推進員・保健師を中心に育児不安の軽減を図るよう努めており、概ね計画値通りの訪問を行いました。また、里帰り中の乳児訪問希望の際には、里帰り先自治体とも連携し乳児訪問指導を依頼しました。

■乳児家庭全戸訪問事業の推移

単位：（人）

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
計画値	計画利用者数	50	50	50	50
	実施体制	保健活動推進員・保健師			
実績値	利用者数	55	48	47	48
	実施体制	保健活動推進員・保健師			

⑦ 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業については、計画値を下回る利用となっており、平成27年（2015）から平成30年（2018）にかけての平均利用率は92.1%となっています。

■妊婦健康診査事業の推移

単位：（人）

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
計画値	計画利用者数	50	50	50	50
実績値	利用者数	38	52	39	36

3 子育て家庭の状況（アンケート結果概要）

◎ 集計結果を読む際の留意事項

- 調査結果の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で示しています。
- 調査結果の図表に示す「n」は「Number of case」の略で、構成比算出の母数、つまり、当該設問の回答者数（限定設問においては該当者数）を示しています。
- 図表の構成比（百分率）は、回答者数（限定設問においては該当者数）を100%として算出しており、本文及び図表の構成比（百分率）は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。（※四捨五入のため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても各比率の合計が100.0%とならない場合があります。）
- 選択肢の語句が長い場合、本文中及び図表中で省略した表現を用いている場合があります。

（1）回答者の概要（就学前児童・小学生児童）

① お子さんの年齢・きょうだいの数

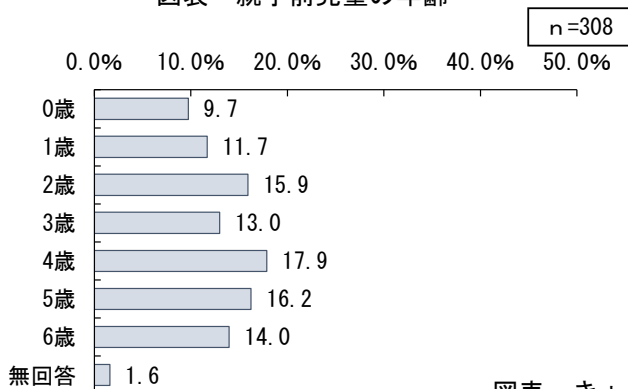
- ◎ 就学前児童のいる家庭の回答は、「0～2歳児のいる家庭」が4割、「3歳児以上のいる家庭」が6割を占めています。
- ◎ 小学生児童のいる家庭の回答は、「小学1年生」が3割強、「小学2年生」が3割となっています。

お子さんの年齢から就学前児童のいる家庭の回答は、「0～2歳児のいる家庭」が37.3%、「3歳児以上のいる家庭」が61.1%となっています。

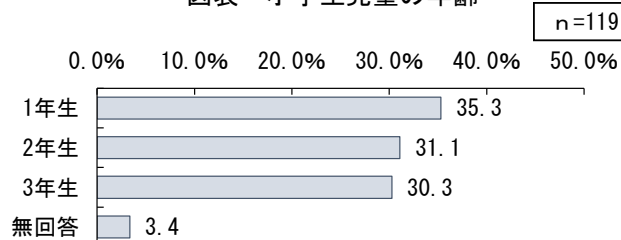
また、小学生児童のいる家庭の回答は、「小学1年生」が35.3%、「小学2年生」が31.1%、「小学3年生」が30.3%となっています。

一方、きょうだいの人数について、就学前児童のいる家庭の平均は2.18人、小学生児童のいる家庭の平均は2.23人となっています。

図表 就学前児童の年齢



図表 小学生児童の年齢



図表 きょうだいの人数

単位：（人）	
就学前児童のきょうだいの人数（平均）	2.18人
小学生児童のきょうだいの人数（平均）	2.23人

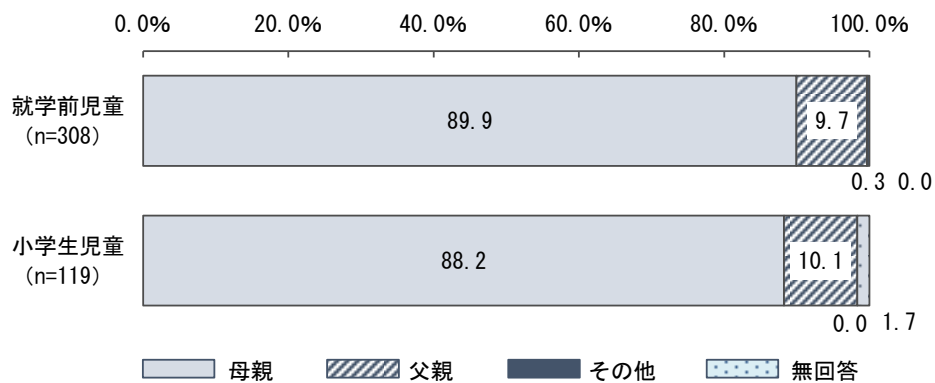
② 調査の回答者・配偶者の有無

- ◎ 調査票への回答は、就学前児童・小学生児童のいる家庭ともに、8割以上が「母親」が回答しています。
- ◎ 配偶者の回答状況から就学前児童・小学生児童のいる家庭ともに、1割がひとり親家庭の回答とみられます。

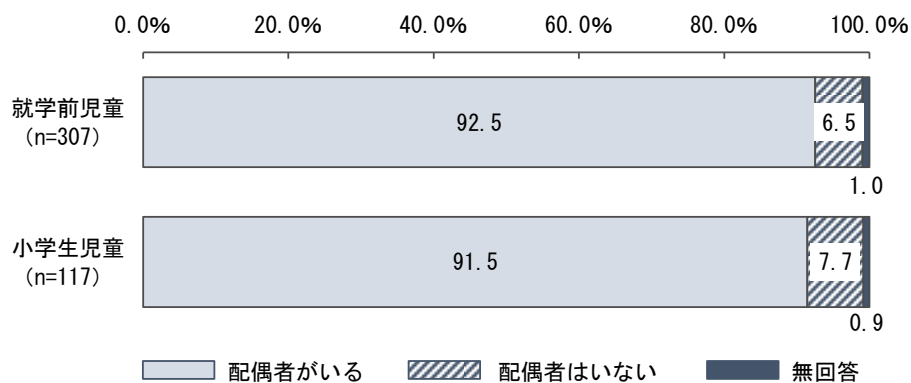
本調査での回答は就学前児童のいる家庭では 89.9%、小学生児童のいる家庭では 88.2% が「母親」の回答となっており、本調査では、特に子育て家庭における母親の視点からの回答が中心とみられます。

また、配偶者の有無から、ひとり親と考えられる家庭（※回答者が「母親」または「父親」で配偶者が「いない」と回答した家庭）は、就学前のいる家庭で 6.5%、小学生児童のいる家庭で 7.7% となっています。

図表 回答者について



図表 配偶者の有無



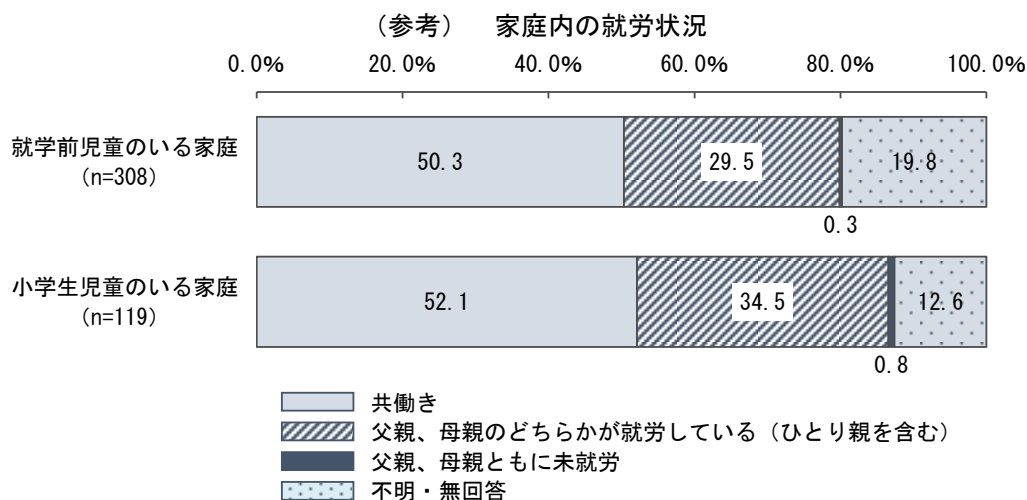
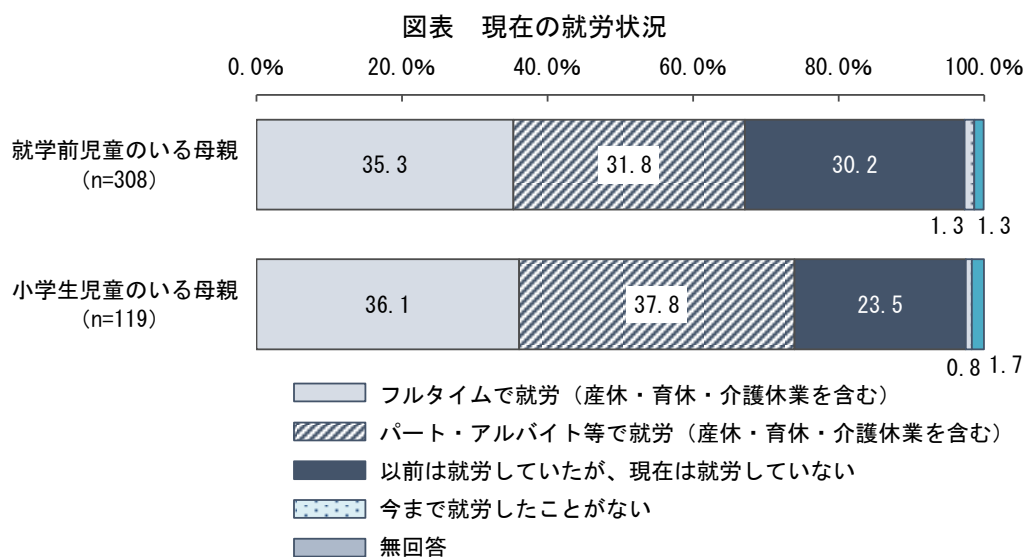
(2) 母親の就労状況（就学前児童・小学生児童）

① 母親の就労状況

- ◎ 回答のあった母親の就労している割合（現在休業中を含む）は、就学前児童・小学生児童の保護者ともに、7割を占めています。
- ◎ 家庭内の就労状況として“共働き”の割合は、就学前児童のいる家庭、小学生児童のいる家庭ともに、5割を占めています。

現在は育休、介護休業中の方を含めた母親の就労状況について、就学前児童の保護者では、「就労している（フルタイム）」（35.3%）、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」（31.8%）を合わせた就労している方は7割（67.1%）、小学生児童の保護者では、「就労している（フルタイム）」（36.1%）、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」（37.8%）を合わせた就労率は7割（73.9%）となっています。

参考までに、父親の就労状況と母親の就労状況の状況から、家庭内の就労状況をみると、ともに就労している家庭（共働き）は、就学前児童のいる家庭で50.3%、小学生児童のいる家庭で52.1%、父親、母親のどちらかが就労している（ひとり親を含む）家庭は、就学前児童のいる家庭で29.5%、小学生児童のいる家庭で34.5%となっています。



② 今後の就労意向について

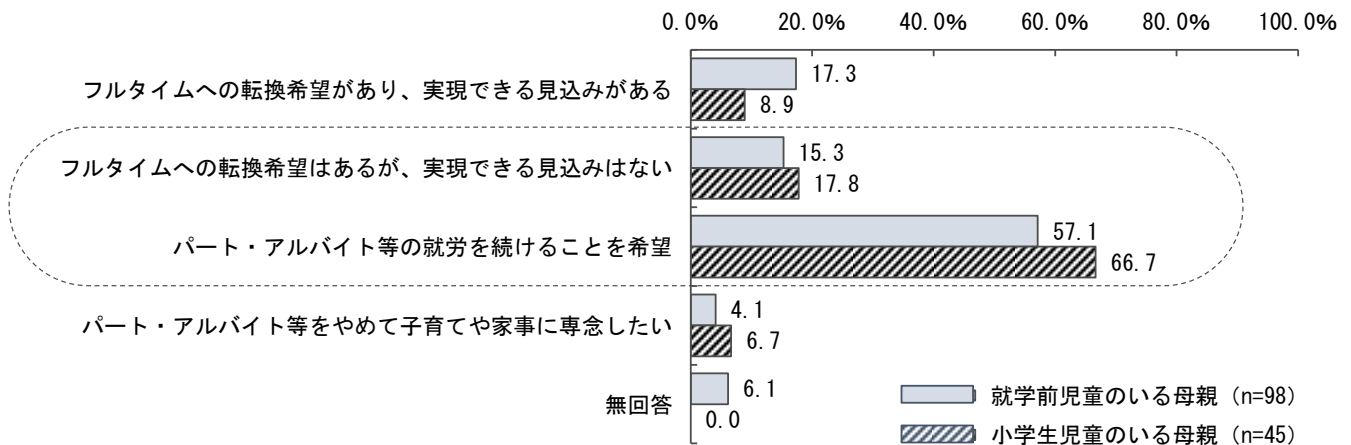
- ◎ パート・アルバイト等からフルタイムへの転換について、就学前児童・小学生児童の母親ともに、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」と回答した割合が最も高くなっています。
- ◎ 現在就労していない母親のうち、就学前児童の母親では7割、小学生児童の母親では6割が“就労したい”と回答しています。

今後の就労意向として、「パート・アルバイト等で就労している」母親のフルタイムへの転換意向をみると、就学前児童、小学生児童の母親ともに、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が最も多くなっています。

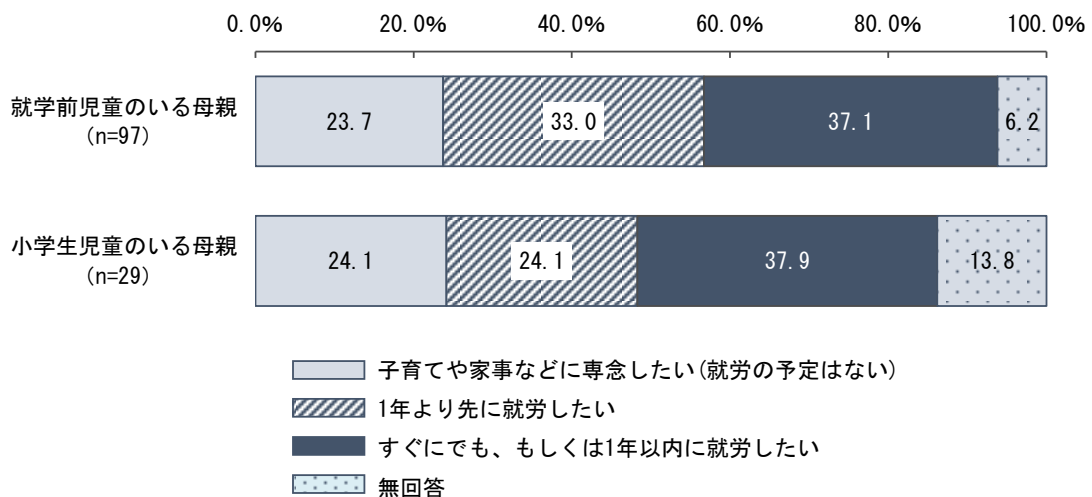
また、「フルタイムへの転換できる見込みがある」と回答した割合は、就学前児童の母親 (n=98) で17.3%、小学生児童の母親 (n=45) で8.9%となっています。

そのほか、現在就労していない方で今後“就労したい(「1年より先に就労したい」、または「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」)”意向のある潜在的な就労意向は、就学前児童の母親 (n=97) で70.1%、小学生児童の母親 (n=29) で62.0%となっています。

図表 就労している母親のフルタイムへの転換意向



図表 現在就労していない母親の就労の意向



(3) 教育・保育の利用状況（就学前児童）

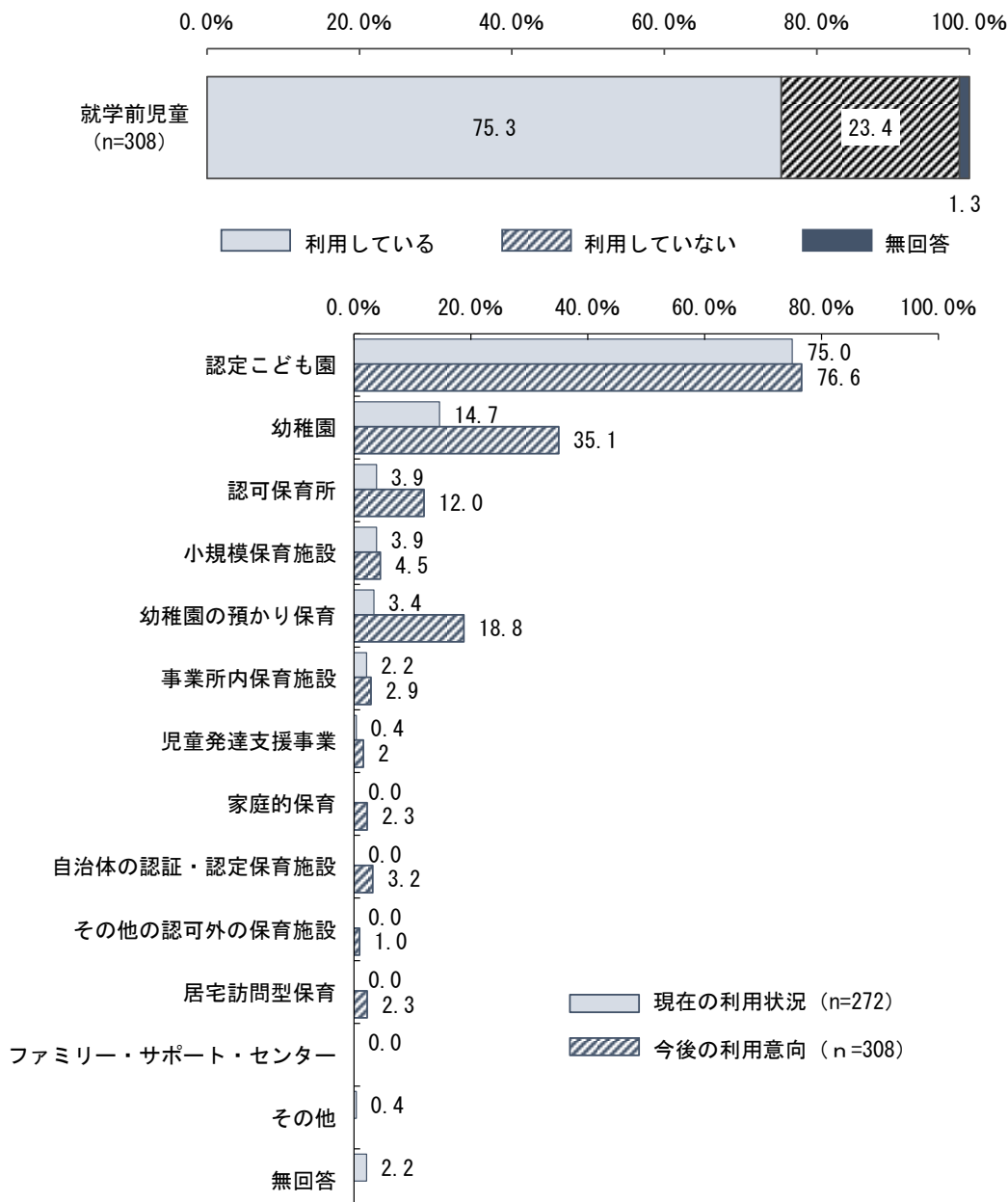
① 教育・保育の利用状況・今後の利用意向

- ◎ 回答のあった就学前児童の教育・保育施設の利用率は7割強、主な利用は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育園」、「小規模保育施設」となっています。
- ◎ 教育・保育施設を選ぶ際に重視することとしては、「居住地や親族の家、通勤場所に近い」を最上位に挙げています。

就学前児童の教育・保育施設を現在「利用している」割合は7割強（75.3%）で、利用しているサービスとしては、「認定こども園」（75.0%）、「幼稚園」（14.7%）、「認可保育園」、「小規模保育施設」（3.9%）を上位に挙げています。

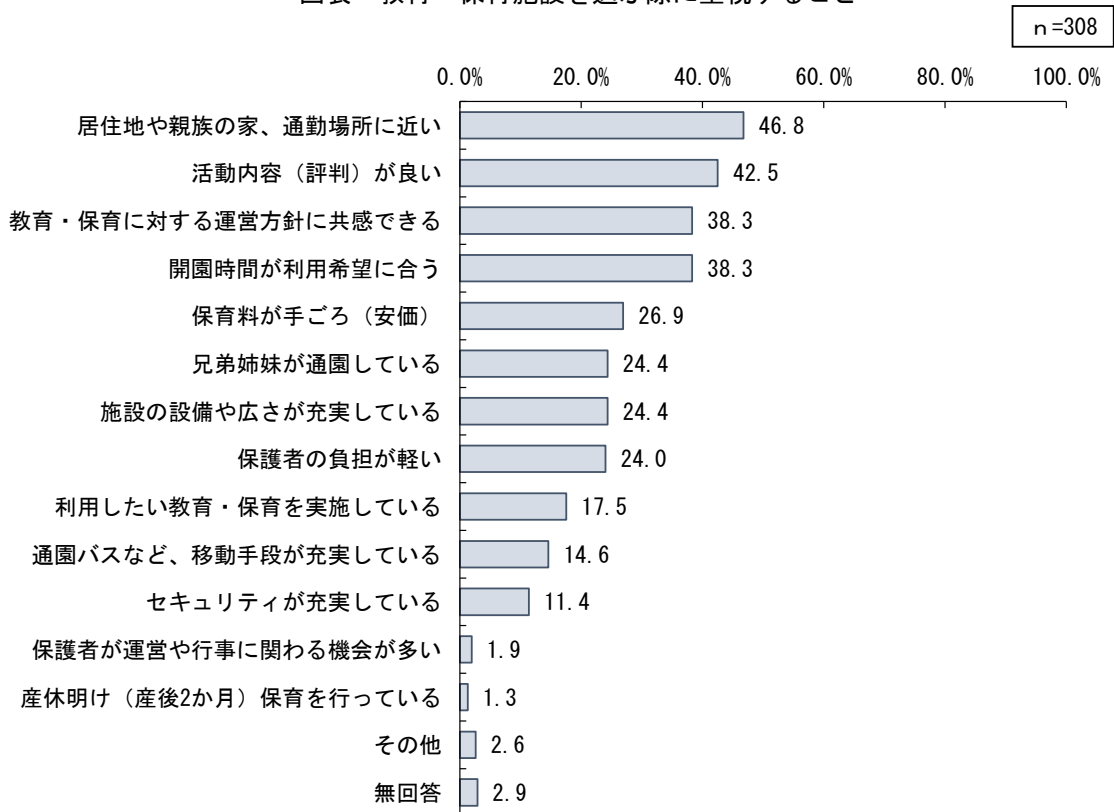
また、今後の定期的な利用の意向としては「認定こども園」（76.6%）、「幼稚園」（35.1%）、「幼稚園の預かり保育」（18.8%）を挙げています。

図表 教育・保育の利用状況・今後の利用意向



なお、教育・保育施設を選ぶ際に重視することとしては、「居住地や親族の家、通勤場所に近い」(46.8%)、「活動内容(評判)が良い」(42.5%)、「教育・保育に対する運営方針に共感できる」、「開園時間が利用希望に合う」(38.3%)といった点を挙げています。

図表 教育・保育施設を選ぶ際に重視すること



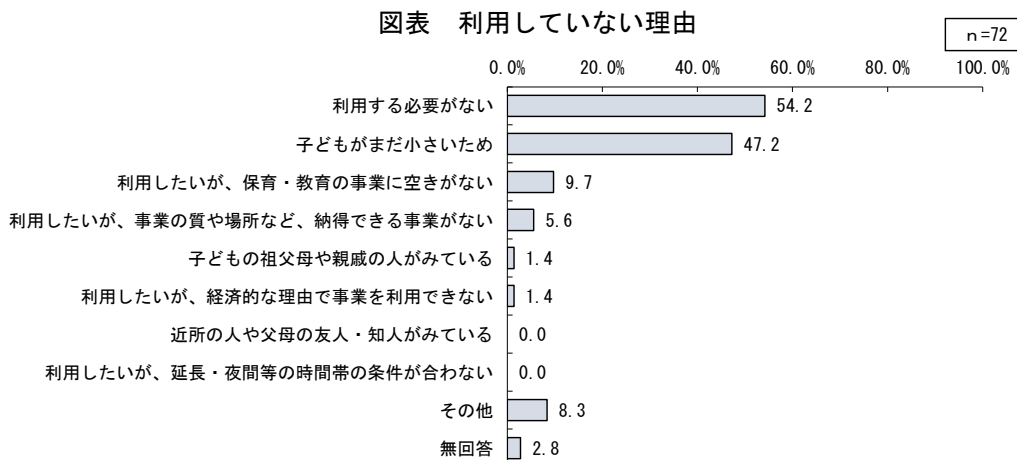
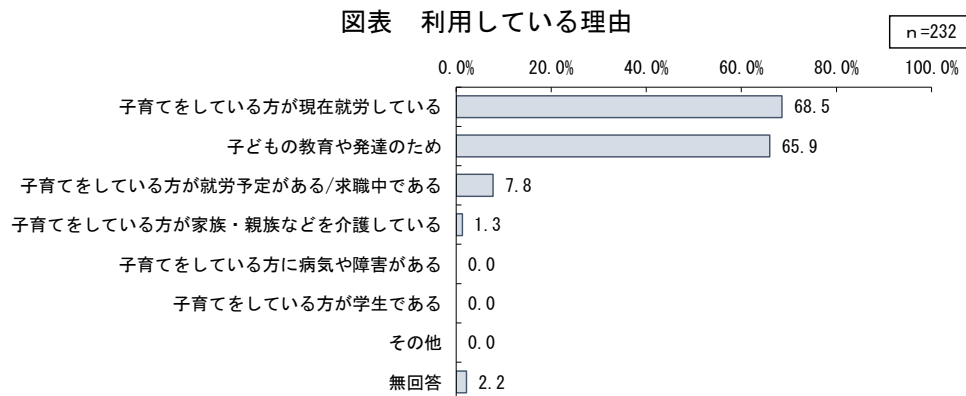
② 利用している理由・利用していない理由

- ◎ 教育・保育施設を「利用している」理由として「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」を、「利用していない」理由として「利用する必要がない」を、それぞれ最上位に挙げています。
- ◎ 「利用していない」方の1割は、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」ことを理由として挙げています。

定期的な教育・保育施設等を「利用している」と回答した方（n=232）の利用している理由として、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」（68.5%）、「子どもの教育や発達のため」（65.9%）、「子育てをしている方が就労予定がある/求職中である」（7.8%）を上位に挙げています。

また、定期的な教育・保育施設等を「利用していない」と回答した方（n=72）の利用していない理由として、「利用する必要がない」（54.2%）、「子どもがまだ小さいため〇歳くらいになったら利用しようと考えている」（47.2%）、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」（9.7%）を上位に挙げています。

なお、「子どもがまだ小さいため」と回答した方（n=34）の利用開始する際の子どもの年齢は、平均で2.29歳となっています。



(参考) 「子どもがまだ小さいため」と回答した方の利用開始する際の子どもの年齢

単位：（歳）

就学前児童の利用開始の希望年齢（平均）

2.29歳

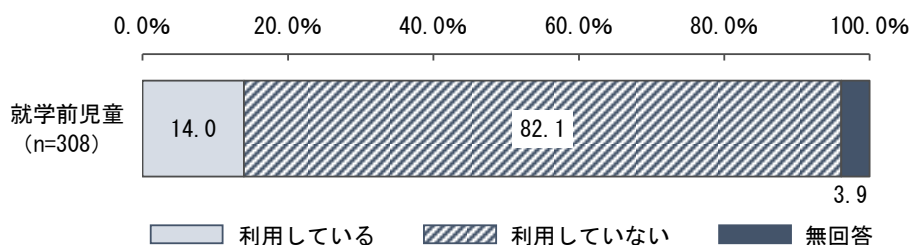
(4) 地域子育て支援事業について（就学前児童）

- ◎ 就学前児童のいる家庭の1割が、村内の地域子育て支援拠点を「利用している」と回答しています。
- ◎ 地域子育て支援拠点事業の利用意向として2割が「利用していないが、今後利用したい」、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答しています。

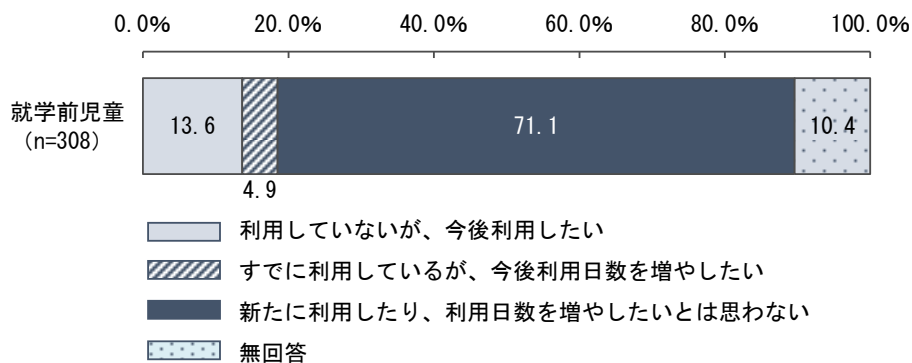
地域子育て支援拠点事業の利用状況として、「地域子育て支援拠点事業」の利用は14.0%となっています。

また、地域子育て支援拠点事業の今後利用意向について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が71.1%と最も多くなっており、「利用していないが、今後利用したい」(13.6%)、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」(4.9%)を合わせた利用意向は18.5%となっています。

図表 子育て支援拠点事業の利用状況



図表 今後の利用意向



(5) 土日・祝日、長期休暇の利用・病気の際の預かりについて（就学前児童）

① 土日・祝日、長期休暇の利用について

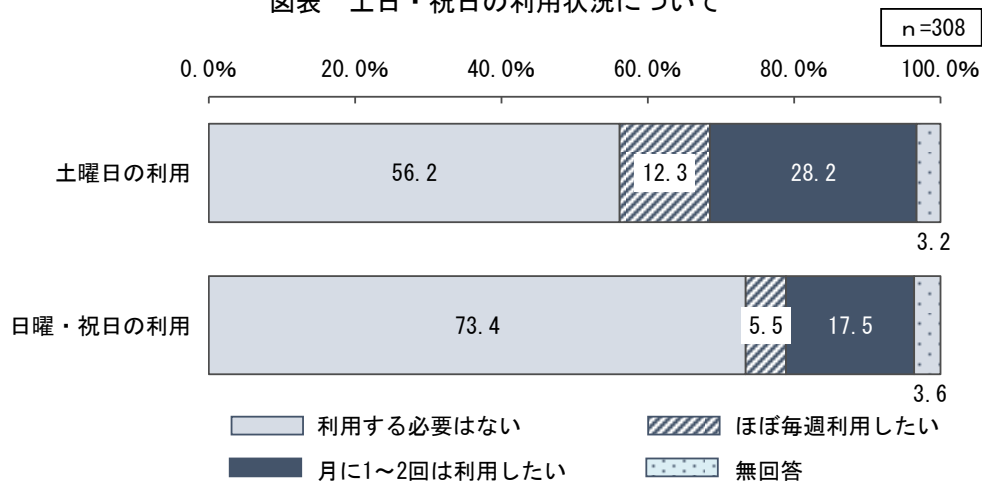
- ◎ 教育・保育施設等の土日・休日利用について、土曜日は4割、日曜・祝日は2割の利用希望がみられます。
- ◎ 長期休暇期間中の利用希望として、6割が休みの期間中、“ほぼ毎日”または“週に数日”利用したいと回答しています。

土曜日、日曜・祝日の教育・保育施設等の利用希望をみると、土曜日については「利用する必要はない」が56.2%を占め、“利用したい（「月に1～2回は利用したい」、または「ほぼ毎週利用したい）」意向は40.5%となっています。

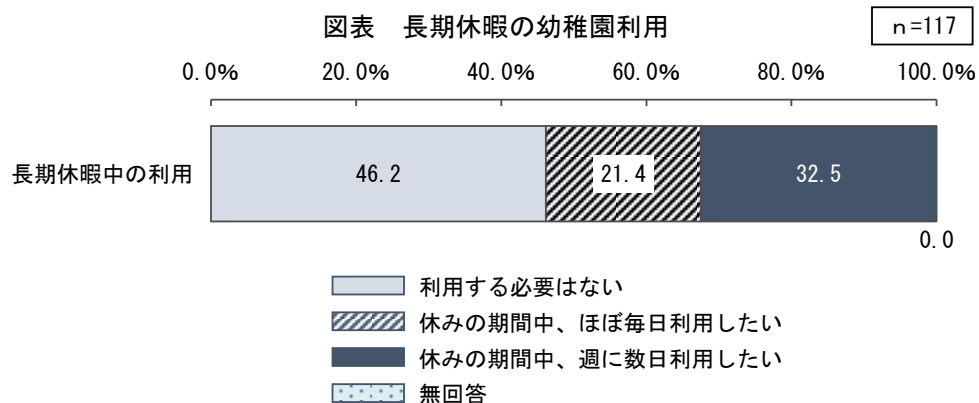
同様に、日曜・祝日についても、「利用する必要はない」が73.4%を占め、“利用したい（「月に1～2回は利用したい」、または「ほぼ毎週利用したい）」意向は23%となっています。

なお、預かり保育を含めた幼稚園利用者（n=117）の長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望は、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」（21.4%）、「休みの期間中、週に数日利用したい」（32.5%）合わせた**53.9%**が“利用したい”と回答しています。

図表 土日・祝日の利用状況について



図表 長期休暇の幼稚園利用



② 病気の際の預かりについて

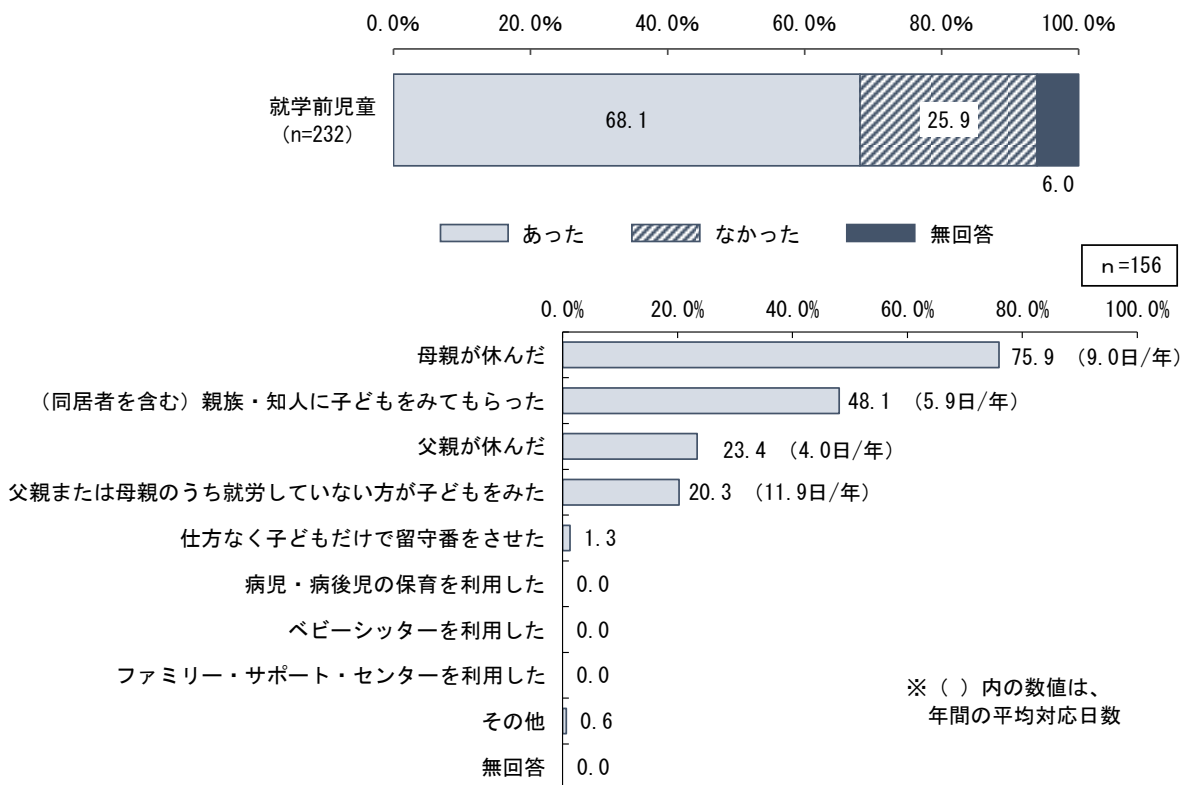
- ◎ 回答のあった就学前児童のいる家庭の7割が、この1年間で、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったと回答し、その際に保護者や親族がみることで対処している状況がみられます。
- ◎ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向については、3割強となっています。

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した方（n=232）のうち、この1年間で、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことについて、68.1%が「あった」と回答しています。

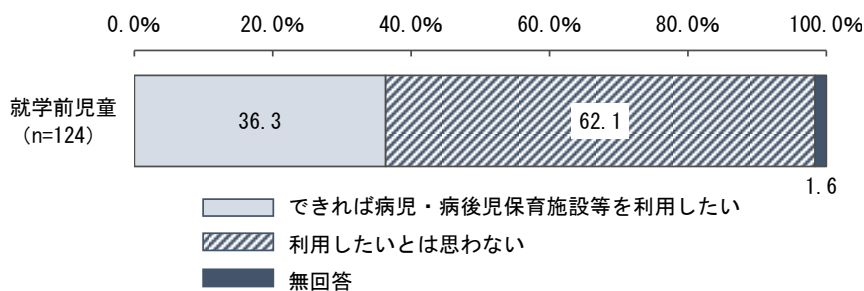
その際の対処法としては、「母親が休んだ」（75.9%）が最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」（48.1%）、「父親が休んだ」（23.4%）を上位に挙げています。

なお、病児・病後児のための保育施設等の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が36.3%、「利用したいと思わない」が62.1%となっています。

図表 子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験とその対処法について



図表 病児・病後児のための施設利用希望について



(6) 放課後の過ごし方について (就学前児童・小学生児童)

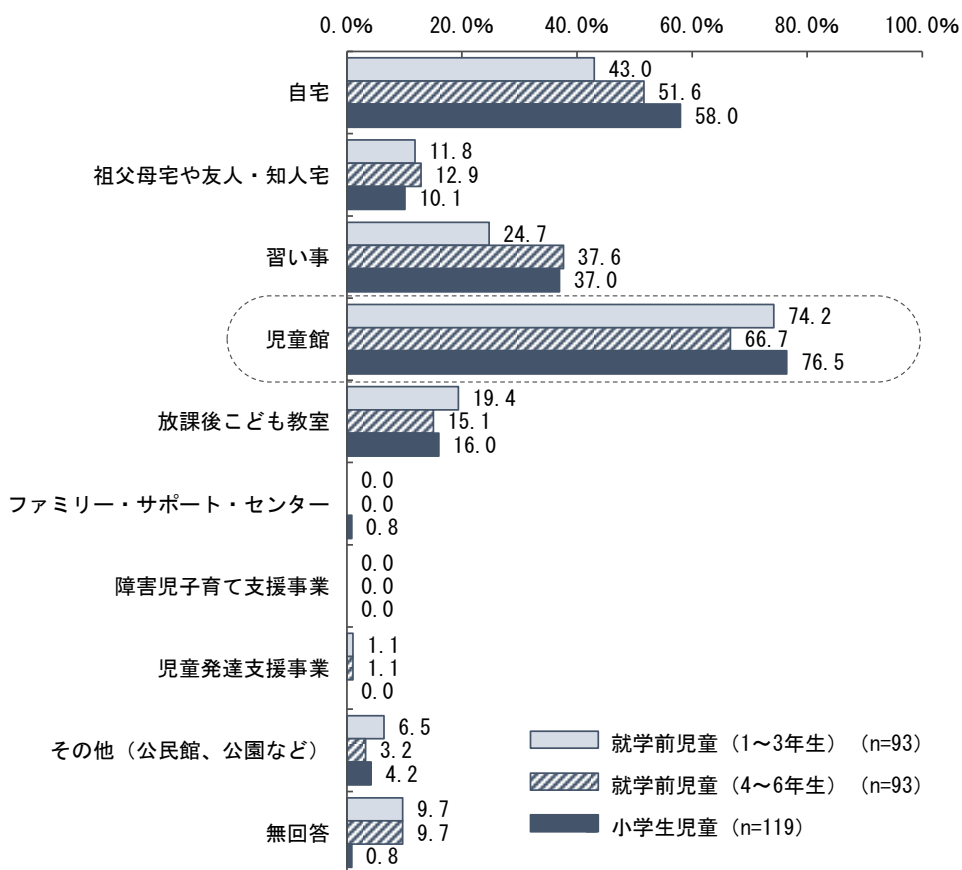
◎ 小学生児童の児童館の利用率は 7 割強、来年度就学予定の児童を持つ保護者のうち、「利用したい」との回答は 7 割となっています。

小学生児童の児童館を「利用している」と回答した割合は 76.5%となっています。

また、来年度就学予定の児童を持つ保護者 (n=93) で低学年時に放課後児童クラブを「利用したい」とする人は 74.2%、高学年時で 66.7%となっています。

なお、放課後の過ごし方について、就学前児童のいる家庭では、低学年時、高学年時ともに「児童館」(低 74.2/高 66.7%)、「自宅」(低 43.0/高 51.6%)、「習い事」(低 24.7/高 37.6%)を、小学生児童のいる家庭でも、「児童館」(76.5%)、「自宅」(58.0%)、「習い事」(37.0%)を上位に挙げています。

図表 放課後の過ごし方について



図表 放課後の過ごし方について (就学前・小学生児童：上位 3 項目)

	第 1 位	第 2 位	第 3 位
就学前児童 (低学年) (n=93)	児童館 74.2%	自宅 43.0%	習い事 24.7%
就学前児童 (高学年) (n=93)	児童館 66.7%	自宅 51.6%	習い事 37.6%
小学生児童 (n=119)	児童館 76.5%	自宅 58.0%	習い事 37.0%

(7) 児童館の利用について（小学生児童）

① 利用頻度及び来館理由について

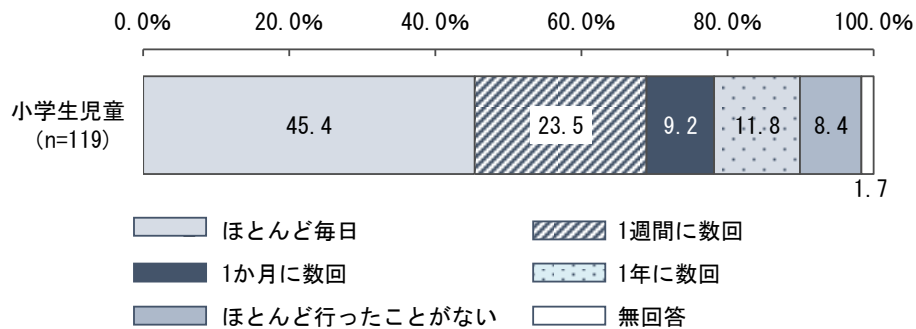
◎ 小学生児童の児童館の利用頻度は「ほとんど毎日」が最も多くなっており、来館の理由として「家で見てくれる人がいないから」を最上位に挙げています。

小学生児童の児童館の利用頻度としては「ほとんど毎日」（45.4%）が最も多く、月単位以上の利用は、78.1%となっています。

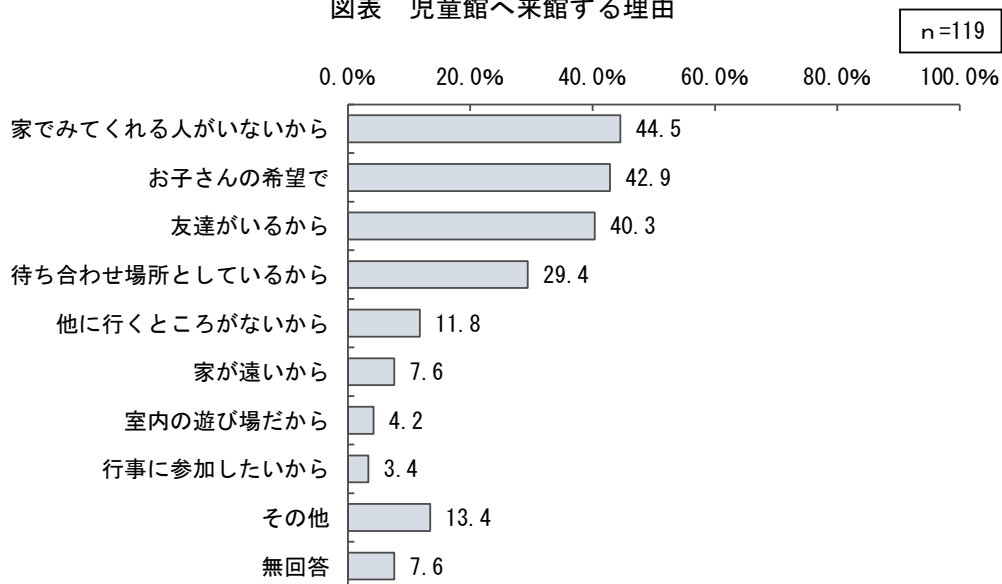
また、児童館へ来館する理由では、「家で見てくれる人がいないから」（44.5%）、「お子さんの希望で」（42.9%）、「友達がいるから」（40.3%）を上位に挙げています。

なお、児童館を利用していない場合の居場所としては、「家にいる」（63.0%）、「塾や習い事をしている」（19.3%）、「友達の家にいる」（15.1%）を上位に挙げています。

図表 児童館の利用頻度

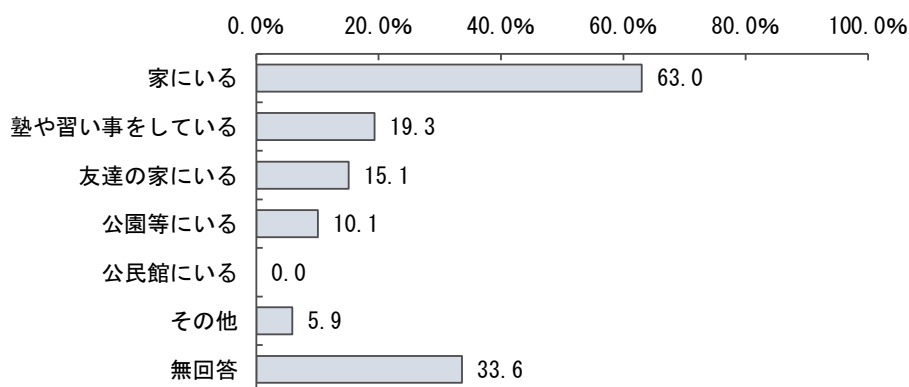


図表 児童館へ来館する理由



図表 児童館を利用していない場合の居場所

n=119



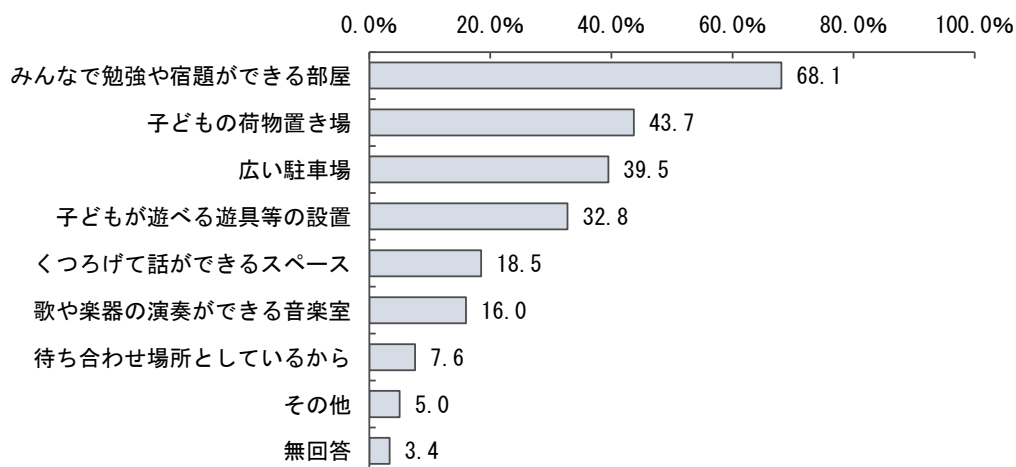
② 児童館に求められる設備について

◎ 児童館に求められる設備として「みんなで勉強や宿題ができる部屋」を最上位に挙げています。

児童館に求められる設備としては、「みんなで勉強や宿題ができる部屋」(68.1%)、「子どもの荷物置き場」(43.7%)、「広い駐車場」(39.5%)を上位に挙げています。

図表 児童館に求められる設備について

n=119



(8) 子育て支援の取り組みについて（就学前児童・小学生児童）

① 本村の子育て支援の取り組みについて

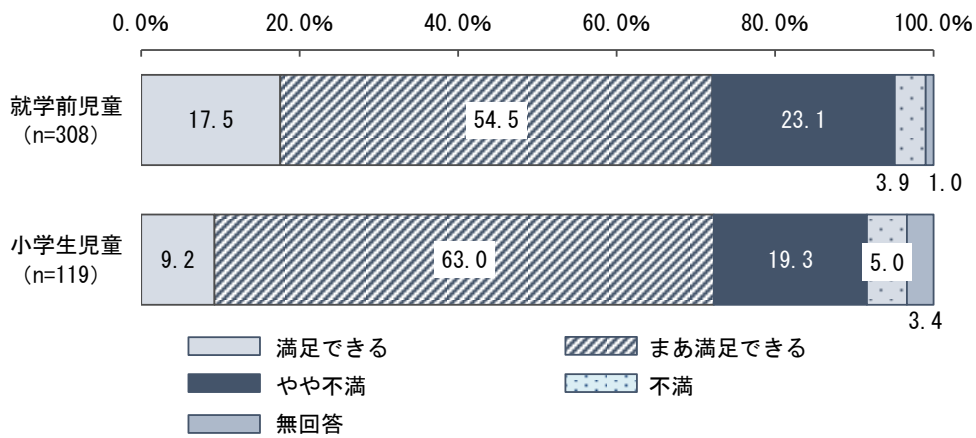
- ◎ 本村での子育てについて、就学前児童のいる家庭、小学生児童のいる家庭ともに、7割が「満足できる」、「まあ満足できる」と回答しています。
- ◎ 子育て支援に関する不満について、就学前児童のいる家庭、小学生児童のいる家庭ともに、“小児医療の環境”をそれぞれ最上位に挙げています。

本村の子育て支援の取り組みについて「満足できる」、「まあ満足できる」と回答した割合は、就学前児童のいる家庭では72.0%、小学生児童のいる家庭では72.2%を占めています。

一方で、就学前児童のいる家庭の27.0%、小学生児童のいる家庭の24.3%が、「やや不満」、「不満」と回答しています。

なお、「やや不満」、「不満」の理由として、就学前児童のいる家庭では、「小児医療の環境」(51.8%)、「子どもの生活環境（遊び場や歩道など）」(45.8%)、「保育、子育て支援サービスの内容や質」(41.0%)を、小学生児童のいる家庭では、「小児医療の環境」(58.6%)、「子どもの生活環境（遊び場や歩道など）」(55.2%)「保育、子育て支援サービスの種類や提供量」、「子育て世帯に対する公的な支援」(44.8%)を上位に挙げています。

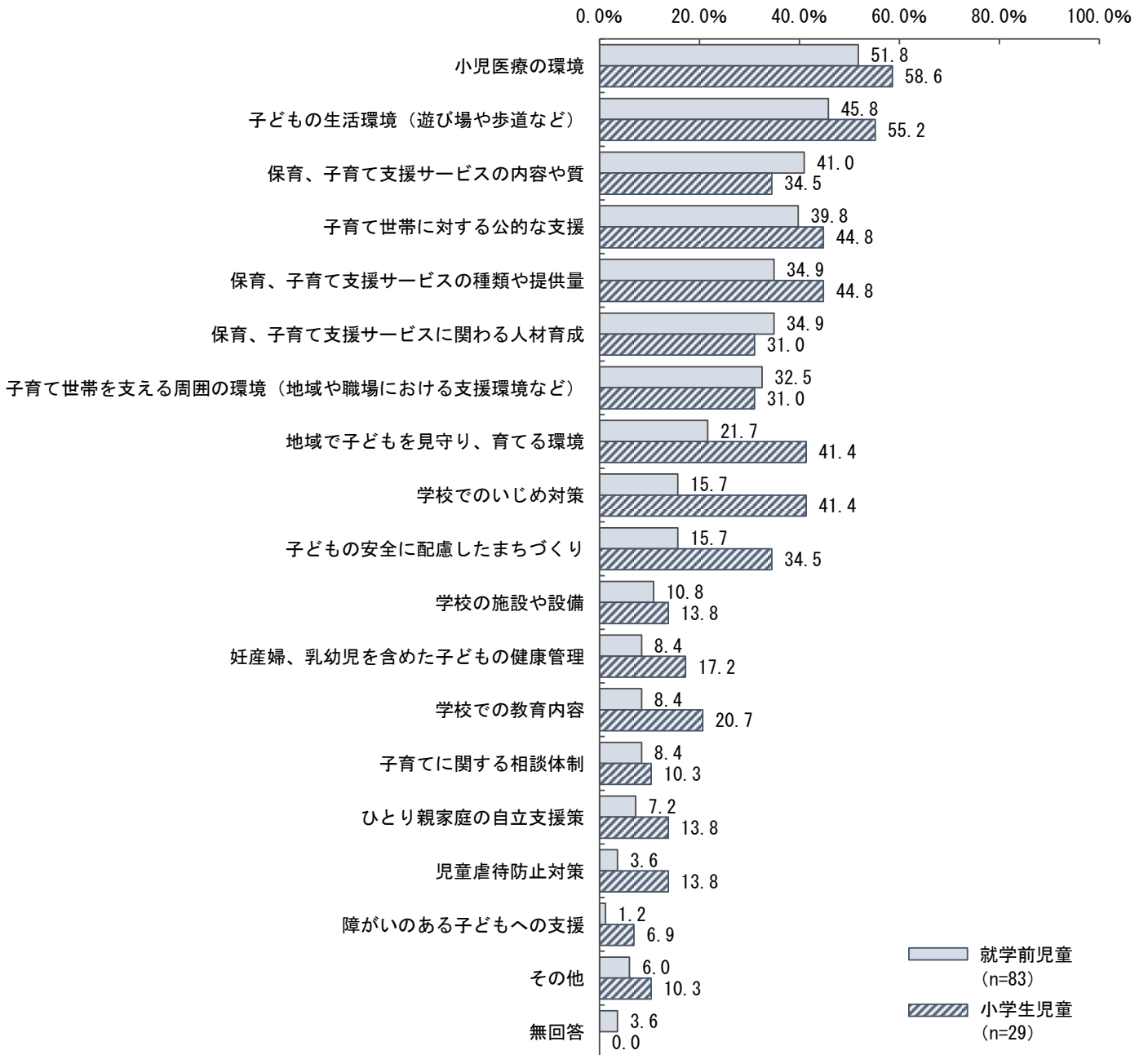
図表 本村の子育て支援の取り組みについて



図表 子育て支援に関する不満について（就学前・小学生児童別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
就学前児童 (n=83)	小児医療の環境 51.8%	子どもの生活環境 45.8%	保育、子育て支援サービスの内容や質 41.0%
小学生児童 (n=29)	小児医療の環境 58.6%	子どもの生活環境 55.2%	保育、子育て支援サービスの種類や提供量 子育て世帯に対する公的な支援 44.8%

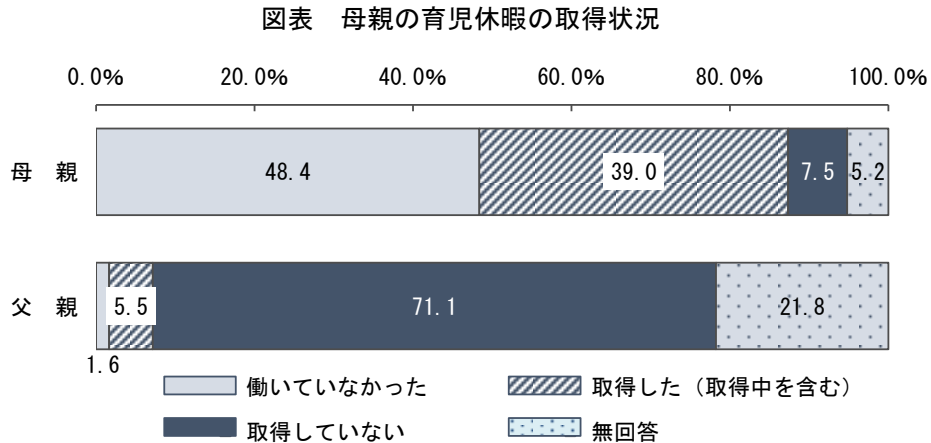
図表 子育て支援に関する不満について



② 育児休暇の取得・仕事と家庭の両立について

◎ 母親の育児休暇取得状況は、未就学児童の保護者では 39.0%となっています。

母親の育児休暇の取得について、未就学児の母親では 39.0%となっています。一方で、父親の育児休暇の取得状況は未就学児の保護者では 5.5%となっています。

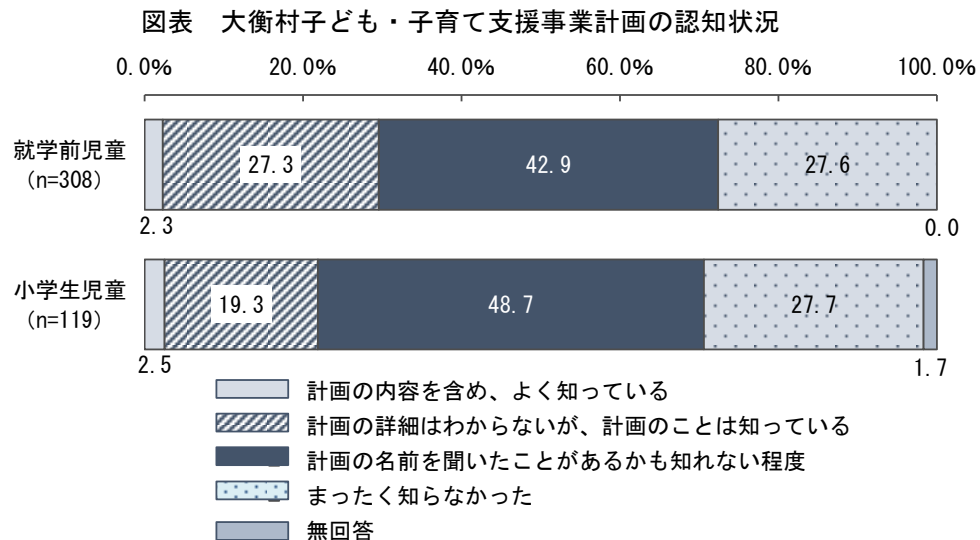


③ 大衡村子ども・子育て支援事業計画の認知状況について

◎ 大衡村子ども・子育て支援事業計画の認知状況は、未就学児童、小学生児童の保護者ともに、「計画の名前を聞いたことがあるかも知れない程度」が最も多くなっています。

大衡村子ども・子育て支援事業計画の認知状況としては、「計画の名前を聞いたことがあるかも知れない程度」が最も多く、未就学児童の保護者では 42.9%、小学生児童の保護者では 48.7%となっています。

なお、「計画の内容を含め、よく知っている」、「計画の詳細はわからないが、計画のことは知っている」割合は、未就学児童の保護者では 29.6%、小学生児童の保護者では 21.8%となっています。



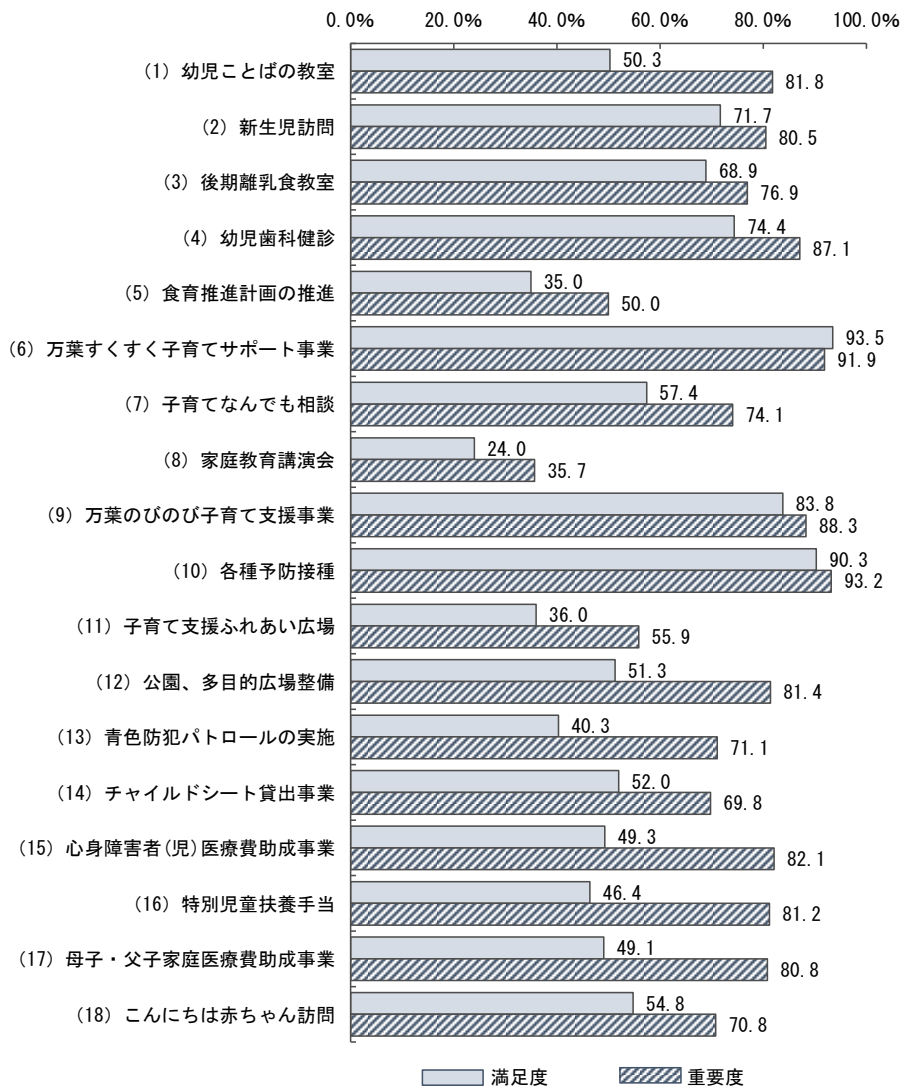
④ 就学前児童への取り組みに対する満足度・重要度

- ◎ 就学前児童への取り組みとして、満足度では「(6) 万葉すくすく子育てサポート事業」、重要度「(10) 各種予防接種」をそれぞれ上位に挙げています。
- ◎ 点数化した相対的に満足度が低く、重要度の高い取り組みとして、「(12) 公園、多目的広場整備」、「(16) 特別児童扶養手当」、「(15) 心身障害者(児)医療費助成事業」が挙げられています。

就学前児童に対する現行の「大衡村子ども・子育て支援事業計画」における取り組みについて、相対的に満足度の高い取り組みとして、「(6) 万葉すくすく子育てサポート事業」(93.5%)、「(10) 各種予防接種」(90.3%)、「(9) 万葉のびのび子育て支援事業」(83.8%)を上位に挙げています。

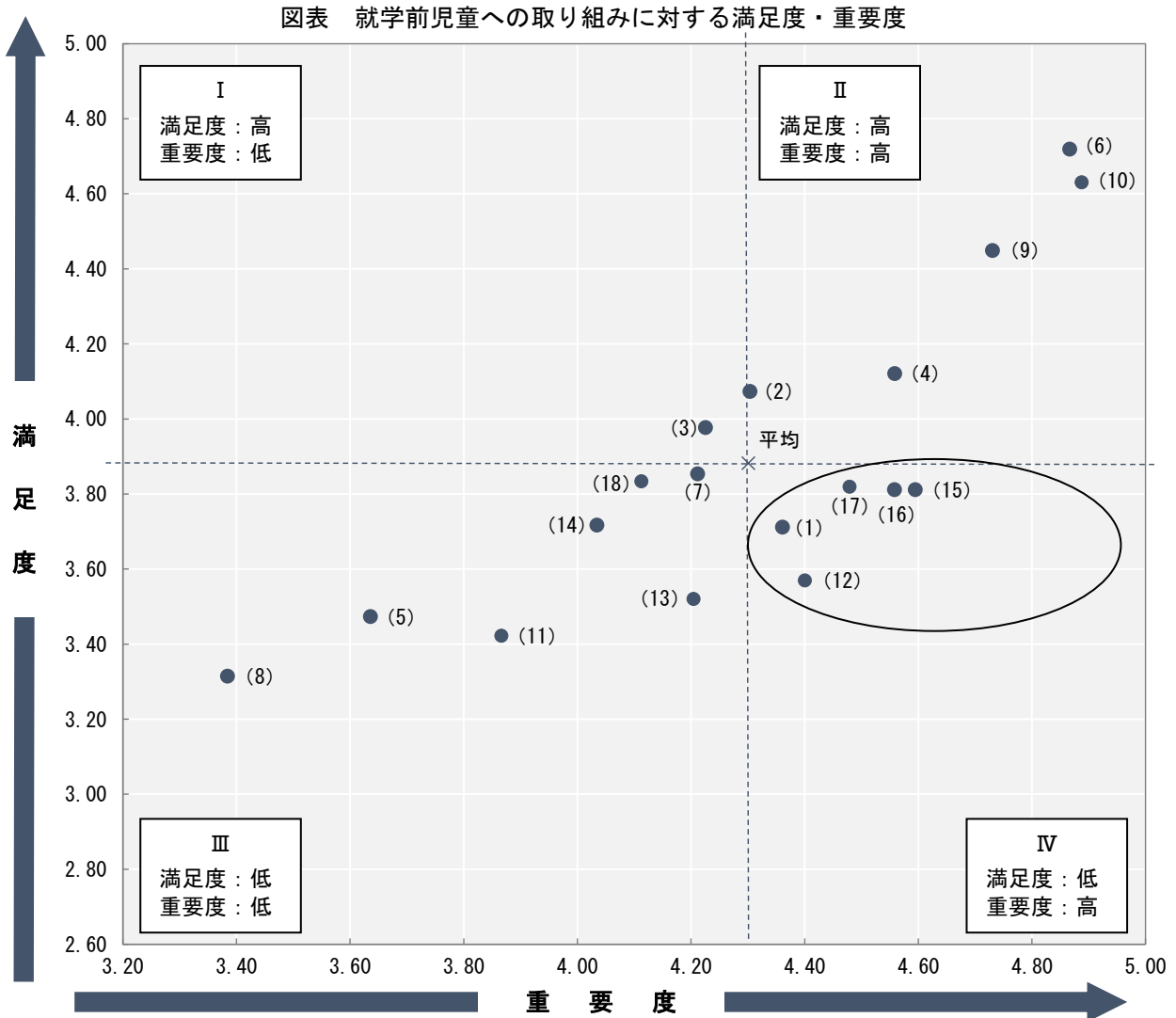
また、相対的に重要度の高い取り組みとして、「(10) 各種予防接種」(93.2%)、「(6) 万葉すくすく子育てサポート事業」(91.9%)、「(9) 万葉のびのび子育て支援事業」(88.3%)を上位に挙げています。

図表 就学前児童への取り組みに対する※満足度・重要度



※満足度：「満足」、「まあ満足」の合計、重要度：「重要」、「やや重要」の合計

なお、相対的に満足度が低く、重要度の高い取り組み（図表中の右下：範囲IV）として、「(12) 公園、多目的広場整備」、「(1) 幼児ことばの教室」、「(16) 特別児童扶養手当」、「(15) 心身障害者(児)医療費助成事業」、「(17) 母子・父子家庭医療費助成事業」が挙げられています。



凡 例	
(1) 幼児ことばの教室	(10) 各種予防接種
(2) 新生児訪問	(11) 子育て支援ふれあい広場
(3) 後期離乳食教室	(12) 公園、多目的広場整備
(4) 幼児歯科健診	(13) 青色防犯パトロールの実施
(5) 食育推進計画の推進	(14) チャイルドシート貸出事業
(6) 万葉すくすく子育てサポート事業	(15) 心身障害者(児)医療費助成事業
(7) 子育てなんでも相談	(16) 特別児童扶養手当
(8) 家庭教育講演会	(17) 母子・父子家庭医療費助成事業
(9) 万葉のびのび子育て支援事業	(18) こんにちは赤ちゃん訪問

図表 (参考) 各事業の概要

各事業の概要	
(1) 幼児ことばの教室	幼児期からの正しい発音の仕方、話し方を伝える事業でおおひら万葉こども園で行っています。
(2) 新生児訪問	赤ちゃんが元気に育つように保健師が訪問します。

各事業の概要	
(3) 後期離乳食教室	離乳食の基礎をはじめ、歯の健康や嘔むことの大切さなどについてアドバイスをを行います。
(4) 幼児歯科健診	歯科医師による歯や歯ぐき、噛み合わせなどの診察のほか、むし歯予防や歯みがきの仕方についてアドバイスをを行います。
(5) 食育推進計画の推進	体力増進、栄養指導を目的に運動教室、親子料理教室などを行っています。
(6) 万葉すくすく子育てサポート事業	0歳から18歳までの医療費を各保険法の規定の額を差し引いて、助成します。
(7) 子育てなんでも相談	育児の不安について、保健師・栄養士が相談に応じます。
(8) 家庭教育講演会	保護者を対象として、講演会を通じて家庭教育力を高めます。
(9) 万葉のびのび子育て支援事業	妊産婦に対し経済的支援として、タクシー利用・紙おむつ・粉ミルクの購入に対し支援券、出産祝金の交付を行っています。
(10) 各種予防接種	定期予防接種を実施し、ほかにも任意予防接種であるロタウイルスやおたふくの予防接種費用を助成し、疫病予防に努めます。
(11) 子育て支援ふれあい広場	子育て中の親・祖父母とその子どもにふれあい、情報交換の場として火曜日と木曜日10時から11時30分まで大衡児童館を開放しています。
(12) 公園、多目的広場整備	フリースペースを活用した公園や多目的広場を整備します。
(13) 青色防犯パトロールの実施	村職員が村内を週1回、パトロールしています。
(14) チャイルドシート貸出事業	住民に対し乳幼児用・幼児用・学童用のチャイルドシートを無料で貸し出しています。
(15) 心身障害者(児)医療費助成事業	医療費の一部を助成し経済的負担の軽減を図ります。
(16) 特別児童扶養手当	精神または身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉増進のため養育者へ手当を支給します。
(17) 母子・父子家庭医療費助成事業	18歳未満の児童を養育している親の医療費の自己負担分の一部を助成します。
(18) こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児のいる家庭を保健活動推進員が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行います。

図表 (参考) 就学前児童への取り組み(優先度上位順)

優先度の比較的高い取り組み	*優先度	満足度	重要度
(12) 公園、多目的広場整備	0.83	3.57	4.40
(16) 特別児童扶養手当	0.75	3.81	4.56
(15) 心身障害者(児)医療費助成事業	0.73	3.86	4.59
(13) 青色防犯パトロールの実施	0.68	3.52	4.20
(17) 母子・父子家庭医療費助成事業	0.66	3.82	4.48
(1) 幼児ことばの教室	0.65	3.71	4.36
(4) 幼児歯科健診	0.44	4.12	4.56
(11) 子育て支援ふれあい広場	0.44	3.42	3.87
(7) 子育てなんでも相談	0.36	3.85	4.21
(14) チャイルドシート貸出事業	0.32	3.72	4.03
(9) 万葉のびのび子育て支援事業	0.28	4.45	4.73
(18) こんにちは赤ちゃん訪問	0.28	3.83	4.11
(10) 各種予防接種	0.26	4.63	4.89
(3) 後期離乳食教室	0.25	3.98	4.23
(2) 新生児訪問	0.23	4.07	4.30
(5) 食育推進計画の推進	0.16	3.47	3.64
(6) 万葉すくすく子育てサポート事業	0.15	4.72	4.87
(8) 家庭教育講演会	0.07	3.31	3.38

* 優先度順：全18事業に対し、それぞれ満足度と重要度の回答結果をもとに、重要度から満足度を差し引いた数値が大きいものを「優先度が比較的高い施策」としています。
 なお、重要度から満足度を差し引いた数値が同じときは、重要度の高い施策の優先度を上位に、重要度も同じときは満足度の低い施策の優先度を上位としています。

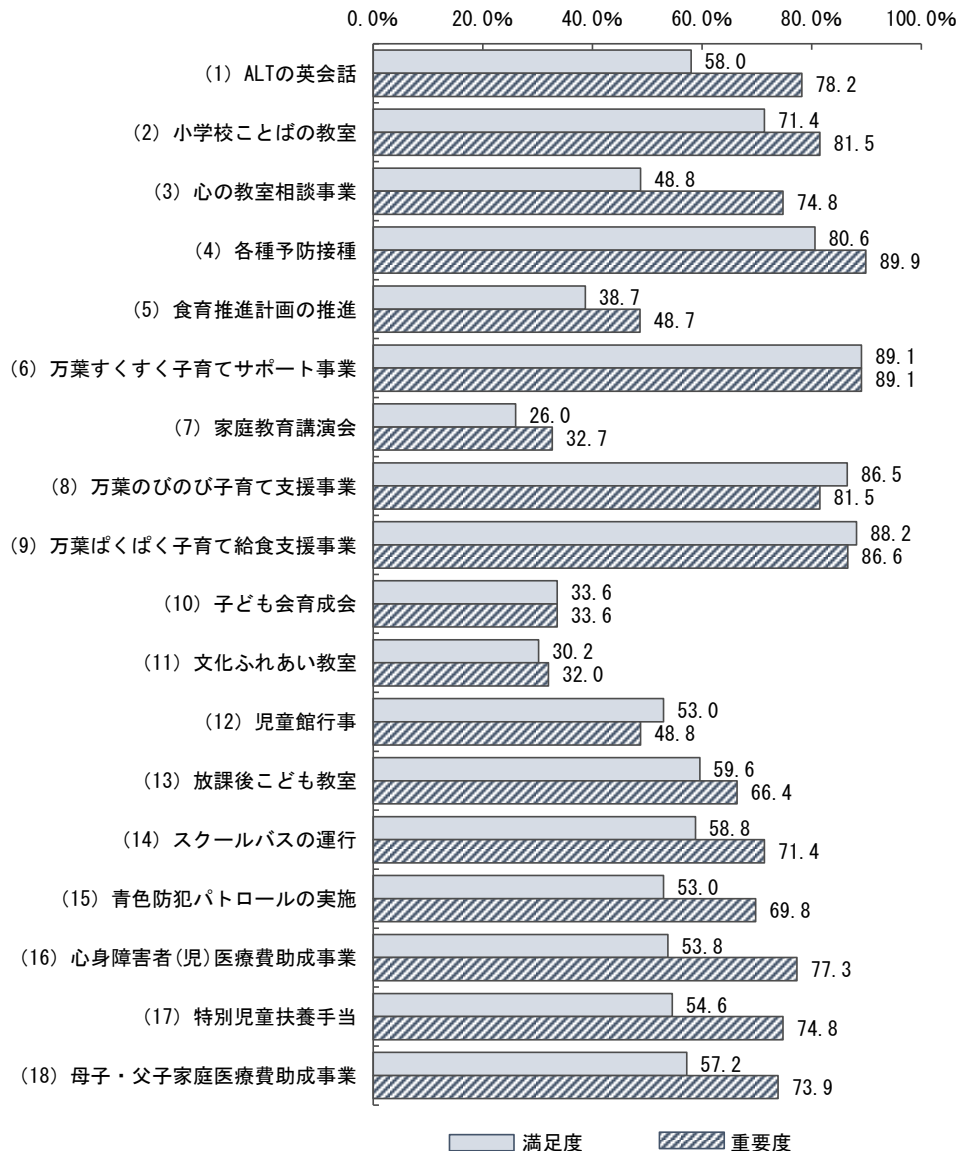
⑤ 小学生児童への取り組みに対する満足度・重要度

- ◎ 小学生児童への取り組みとして、満足度では「(6) 万葉すくすく子育てサポート事業」、重要度「(4) 各種予防接種」をそれぞれ上位に挙げています。
- ◎ 点数化した相対的に満足度が低く、重要度の高い取り組みとして、「(3) 心の教室相談事業」、「(1) ALTの英会話」、「(4) 各種予防接種」が挙がっています。

小学生児童に対する現行の「大衡村子ども・子育て支援事業計画」における取り組みについて、相対的に満足度の高い取り組みとして、「(6) 万葉すくすく子育てサポート事業」(89.1%)、「(9) 万葉ぱくぱく子育て給食支援事業」(88.2%)、「(8) 万葉のびのび子育て支援事業」(86.5%)を上位に挙げています。

また、相対的に重要度の高い取り組みとして、「(4) 各種予防接種」(89.9%)、「(6) 万葉すくすく子育てサポート事業」(89.1%)、「(9) 万葉ぱくぱく子育て給食支援事業」(86.6%)を上位に挙げています。

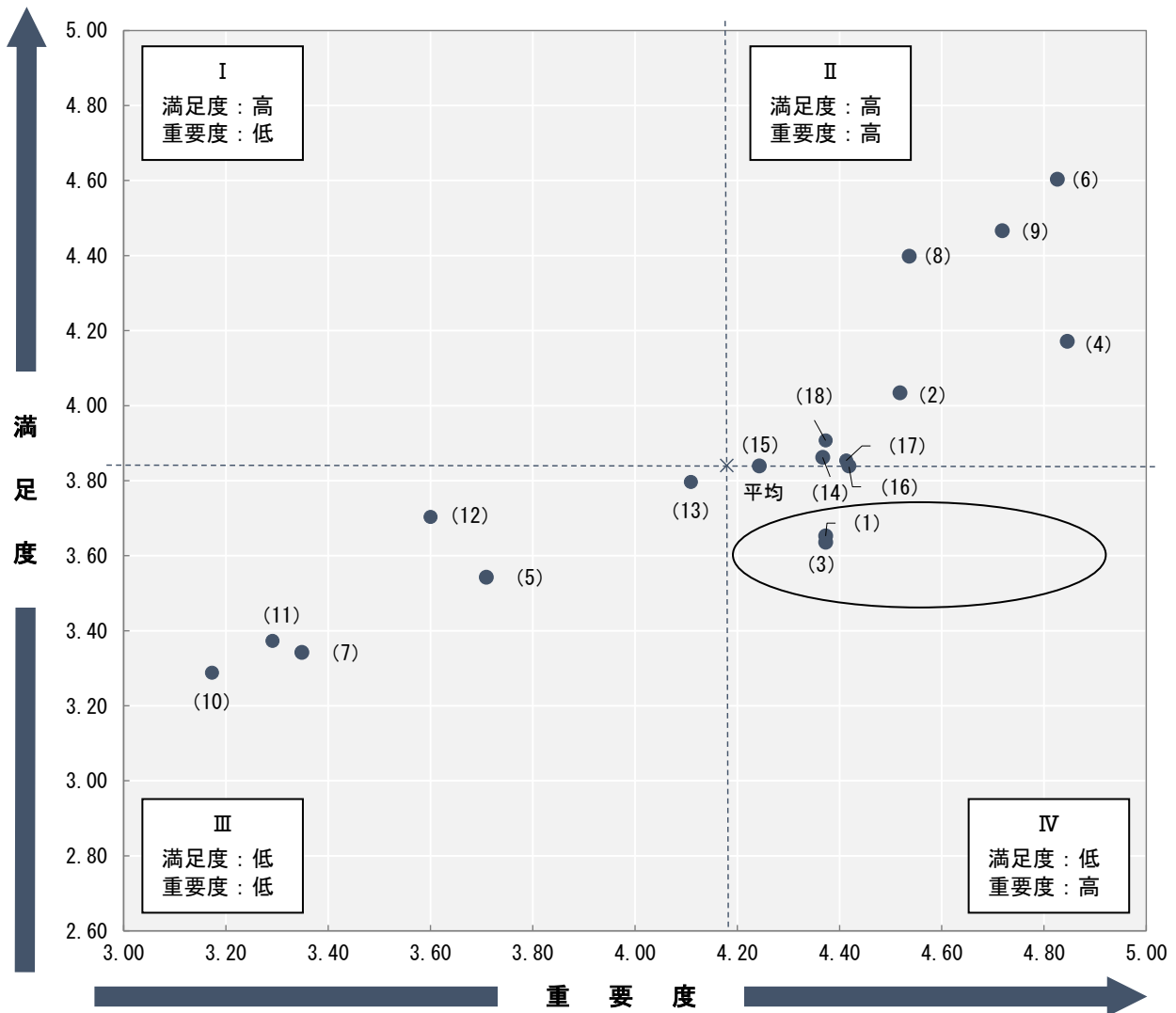
図表 小学生児童への取り組みに対する満足度・重要度



※満足度：「満足」、「まあ満足」の合計、重要度：「重要」、「やや重要」の合計

なお、相対的に満足度が低く、重要度の高い取り組み（図表中の右下：範囲Ⅳ）として、「(3) 心の教室相談事業」、「(1) ALT の英会話」が挙がっています。

図表 小学生児童への取り組みに対する満足度・重要度



凡	例
(1) ALT の英会話	(10) 子ども会育成会
(2) 小学校ことばの教室	(11) 文化ふれあい教室
(3) 心の教室相談事業	(12) 児童館行事
(4) 各種予防接種	(13) 放課後子ども教室
(5) 食育推進計画の推進	(14) スクールバスの運行
(6) 万葉すくすく子育てサポート事業	(15) 青色防犯パトロールの実施
(7) 家庭教育講演会	(16) 心身障害者(児)医療費助成事業
(8) 万葉のびのび子育て支援事業	(17) 特別児童扶養手当
(9) 万葉ぱくぱく子育て給食支援事業	(18) 母子・父子家庭医療費助成事業

図表 (参考) 各事業の概要

各事業の概要	
(1) ALTの英会話	遊びを通じて英語に親しみを持ってもらいます。
(2) 小学校ことばの教室	正しい発音の仕方、話し方を伝える事業を行っています。
(3) 心の教室相談事業	スクールカウンセラーと教職員が連絡を取りながら生徒や保護者の悩み・ストレスの解消を図ります。

各事業の概要	
(4) 各種予防接種	定期予防接種を実施し、疾病予防に努めます。
(5) 食育推進計画の推進	体力増進、栄養指導を目的に運動教室、親子料理教室などを行っています。
(6) 万葉すくすく子育てサポート事業	0歳から18歳までの医療費を各保険法の規定の額を差し引いて、助成します。
(7) 家庭教育講演会	保護者を対象として、講演会を通じて家庭の教育力を高めます。
(8) 万葉のびのび子育て支援事業	小・中学校1年生入学時、村内に住所がある方に対し、入学祝金の交付を行っています。
(9) 万葉ぱくぱく子育て給食支援事業	小・中学生の給食費を減免します。
(10) 子ども会育成会	各地区それぞれの子ども会の活動をしながら、全体行事を年1回実施しています。
(11) 文化ふれあい教室	伝統文化に対する関心や理解を深め、感性や情操を育み、日本の伝統文化とふれあう機会をつくるため、茶道教室を実施しています。
(12) 児童館行事	毎月季節に合わせた工作教室、各種スポーツ大会、老人クラブとの交流など行い生活の場の提供を行っています。
(13) 放課後こども教室	小学校の教室を利用して、学習支援等を行っています。
(14) スクールバスの運行	住民バスの他行政区を対象に登校時1回、下校時2回運行しています。
(15) 青色防犯パトロールの実施	村職員が村内を週1回、パトロールしています。
(16) 心身障害者(児)医療費助成事業	医療費の一部を助成し経済的負担の軽減を図ります。
(17) 特別児童扶養手当	精神または身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉増進のため養育者へ手当を支給します。
(18) 母子・父子家庭医療費助成事業	18歳未満の児童を養育している親の医療費の自己負担分の一部を助成します。

図表 (参考) 小学生児童への取り組み(優先度上位順)

優先度の比較的高い取り組み	※優先度	満足度	重要度
(3) 心の教室相談事業	0.74	3.64	4.37
(1) ALTの英会話	0.72	3.65	4.37
(4) 各種予防接種	0.67	4.17	4.85
(15) 青色防犯パトロールの実施	0.59	3.66	4.24
(16) 心身障害者(児)医療費助成事業	0.58	3.84	4.42
(17) 特別児童扶養手当	0.56	3.85	4.41
(14) スクールバスの運行	0.50	3.86	4.37
(2) 小学校ことばの教室	0.48	4.03	4.52
(18) 母子・父子家庭医療費助成事業	0.47	3.91	4.37
(13) 放課後こども教室	0.31	3.80	4.11
(9) 万葉ぱくぱく子育て給食支援事業	0.25	4.47	4.72
(6) 万葉すくすく子育てサポート事業	0.22	4.60	4.83
(5) 食育推進計画の推進	0.17	3.54	3.71
(8) 万葉のびのび子育て支援事業	0.14	4.40	4.54
(7) 家庭教育講演会	0.01	3.34	3.35
(11) 文化ふれあい教室	-0.08	3.37	3.29
(12) 児童館行事	-0.10	3.70	3.60
(10) 子ども会育成会	-0.12	3.29	3.17

※ 優先度順：全18事業に対し、それぞれ満足度と重要度の回答結果をもとに、重要度から満足度を差し引いた数値が大きいものを「優先度が比較的高い施策」としています。
 なお、重要度から満足度を差し引いた数値が同じときは、重要度の高い施策の優先度を上位に、重要度も同じときは満足度の低い施策の優先度を上位としています。

4 新たな子ども・子育て支援に向けた方向性の整理

本村の現況及び子ども・子育てを取り巻く環境を踏まえ、子育て家庭の視点に立った新たな子ども・子育て支援に向けた方向性を次のとおり整理します。

(1) 子育て家庭を支える教育・保育基盤の整備と質の向上

女性の就業率や共働き世帯の増加、三世代家庭の減少、ひとり親家庭の増加など、暮らし方、働き方、子育ての仕方は多様化しています。

アンケート調査の需要を踏まえた教育・保育基盤整備、令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化に伴う幼児期の教育・保育の提供体制の確保を中心として、子育て家庭を支える基盤の整備とともに、サービスの質の確保と向上を図る必要があります。

(2) 妊娠期からの切れ目のない支援の構築

子どもが健やかに育っていくためには教育・保育事業を充実させるだけでなく、妊娠・出産期から青年期まで様々な取り組みが必要となります。

特に近年では、核家族化や母親の社会での孤立等によって、育児への不安や心理的負担が増加し、そのストレスが子育てに影響しているといわれています。

こうした地域での子育て家庭の不安や負担感の軽減を図るため、子育て世代包括支援センター事業として、妊娠期からの切れ目のない支援体制を構築し、妊産婦や子育て家庭を支えていくことが重要となります。

(3) 子どもの生きる力の育み

子どもが地域の中で主体的に活動できる場や機会を充実させ、すべての子どもの生きる力を育む環境を整え、地域・社会の次代を担っていく若者、大人、親への成長していくための基礎となる育ちを地域とともに支えるため、子どもの生きる力を育む取り組みが必要となります。

(4) 子育てしやすい安全安心な地域づくり

今後さらに少子化が進むことが予測されている中で、子どもを育てる場は、子どものいる家庭だけが担うものではなくなってきています。

そのため、地域で安全に安心して子育てのできる地域づくりを進めるとともに、子育て家庭をはじめ、地域の様々な人々が子どもを見守り、支えていく必要があります。

(5) 一人ひとりへの配慮のある支援

子どもの個性と可能性を最大限に発揮し、健やかに育つことができるよう、一人ひとりの健やかな育ちを等しく保障する配慮のある支援が必要となります。

また、虐待は、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要です。そのためには、地域をはじめ、児童相談所等の関係機関との連携を行う機能として、子ども家庭総合支援拠点事業の推進が求められます。

第4節 子ども・子育て支援の基本的な考え方

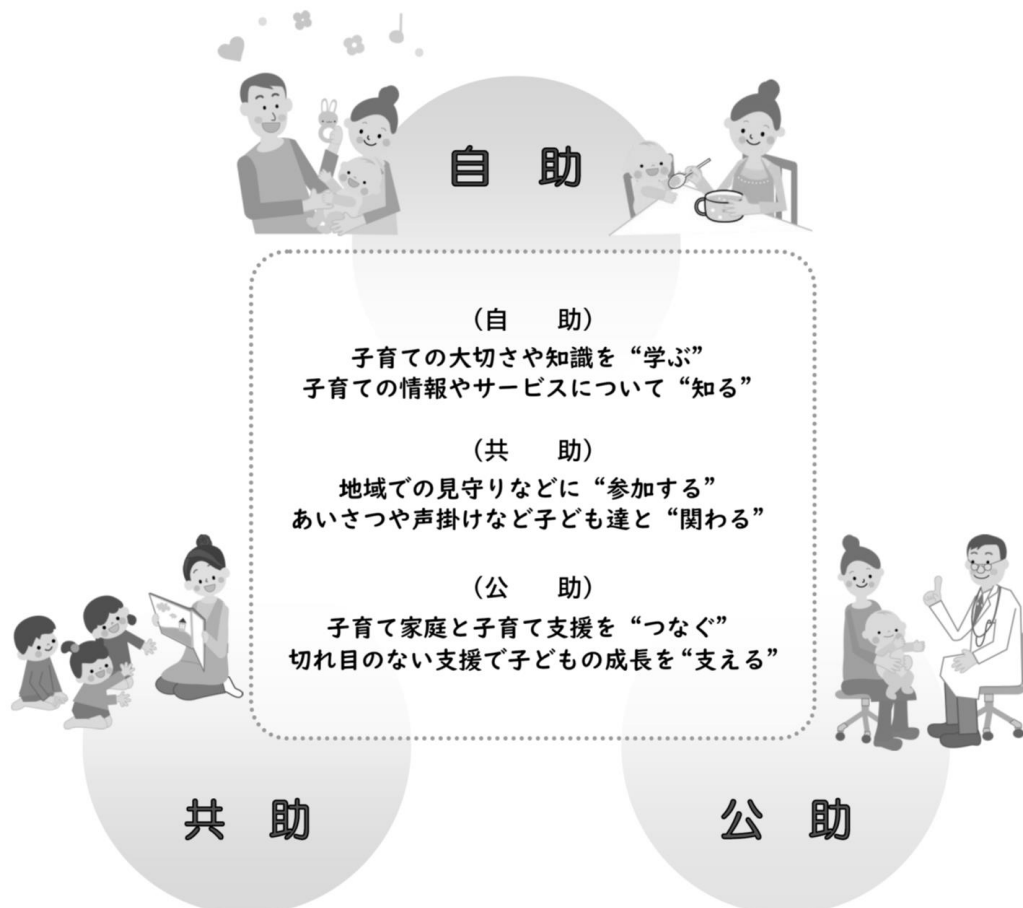
1 基本理念

本村では、国の基本指針に基づき、子どもの最善の利益の実現、妊娠期から切れ目のない支援を展開するとともに、自助・共助・公助に基づき、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指しています。

本計画においても基本理念を継承し、親と子が不安を抱えたり孤立することなく、子育てに向かい合えるよう、村民、地域、行政がそれぞれ役割を担い、子どもと子育て家庭が地域・社会とつながり、子育ての大切さを学び、みんなで子育てに関わっていく取り組みを推進します。

(基本理念)

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進していきます。



2 基本目標

「子ども・子育て支援制度」においては、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活との調和の推進、妊娠中、産休・育休明けからの切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センター事業や子ども家庭支援全般に係る業務や児童虐待問題、ひとり親家庭、障がいのある子どもへの支援と関係機関との連携等を行う、子ども家庭総合支援拠点事業などについても重視されています。

また、次世代育成支援行動計画（後期計画）に関する内容も含めた計画となることから、次世代を担う子ども達が豊かな感性を身につけ、安全で安心して健やかに成長していけるよう、地域ぐるみで子育て家庭を支援するとともに、これまで実施してきた様々な取り組みや環境整備などを継続していくこととし、次の5つの基本目標を柱とする子育て支援施策を展開します。

さらに子ども・子育て支援施策及び事業を着実に推進するため、子ども子育て支援事業計画に基づき、計画期間に必要な見込まれる教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業を確保します。

◎ 5つの基本目標を柱とする子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援基本目標

2：子育て家庭をサポートする環境の整備基本目標

3：地域の子育て力を強化する施策の充実

4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

◎ 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の確保（子ども・子育て支援事業計画）

1：教育・保育提供区域の設定

2：教育・保育施設の充実

3：地域子ども・子育て支援事業の推進

第2章 子ども・子育て支援施策の展開

施策体系

図表 施策体系

(基本理念)

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進していきます

子ども・子育て支援施策の展開

- 基本目標 1 : 子どもと子育て家庭の心身の健やかな成長の支援
 - 1-1 子どもの教育環境の整備
 - 1-2 子どもたちの心と体の健全育成の推進
- 基本目標 2 : 子育て家庭をサポートする環境の整備
 - 2-1 母子の健康づくりの推進
 - 2-2 食育の推進
 - 2-3 小児医療の充実と地域医療体制づくり
 - 2-4 家庭の子育て力の強化
 - 2-5 子育て家庭に対する経済的支援
- 基本目標 3 : 地域の子育て力を強化する施策の充実
 - 3-1 地域に根差した子どもの育ちを支える取り組みの推進
 - 3-2 小学生の遊び・生活の場の確保
 - 3-3 次代の親の育成
- 基本目標 4 : 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保
 - 4-1 子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備
 - 4-2 子どもと子育て家庭の安全の確保
- 基本目標 5 : 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実
 - 5-1 障がい児施策の充実
 - 5-2 ひとり親家庭などへの自立支援の推進
 - 5-3 要保護児童対策

子ども・子育て支援事業計画

- ◎ 教育・保育提供区域の設定
- ◎ 教育・保育施設の充実
- ◎ 地域子ども・子育て支援事業の充実

基本目標 1 子どもの心身の健やかな成長の支援

幼児期は人間形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児期における教育・保育には、豊かな感性や自主性を育てる大切な役割があります。

そのため、本計画「第3章 子ども・子育て支援事業計画」の計画的な推進とともに、子どもの発達に即した教育環境の整備に努めます。

また、学校においてスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の悩みや課題への対応を図るなど、児童生徒の心と体の健全育成を支援します。

1 - 1 子どもの教育環境の整備

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
小・中学校、主任児童委員との情報交換会	地域の子どもの実態について主任児童委員と情報交換し、望ましい学校教育の推進を図ります。	小学校 中学校	継続
学校評議員制度の活用 の検討	特色ある学校教育活動等について、4名の学校評議員が評価・検討をし、学校の教育活動の充実を図ります。	学校教育課	継続
幼児ことばの教室	幼児期からの正しい発音の仕方、話し方を伝えます。	健康福祉課	継続
小学校ことばの教室	言語に課題がある児童の改善や軽減を図ります。	小学校	継続
ALT 英会話	ALTをこども園に毎週1回派遣し、遊びを通じて英語に親しみを持たせます。小学校には毎週2回派遣し、外国語活動及び外国語(英語)の授業を行っています。	学校教育課	継続
いじめ問題対策委員会	近年のいじめの傾向について事例を取り上げ、早急に問題解決に取り組みます。	学校教育課	継続
けやき教室(適応指導教室)の充実	黒川郡の小学校・中学校の不登校児を対象に適応指導教室を行います。今後は、村運営による心のケアハウスにおいて実施予定。	学校教育課	継続
おおひら子どもの心のケアハウス	不登校及び不登校傾向等にある心のケアを必要とする児童生徒が、社会の一員としての存在価値を見出し、また、生涯にわたって生きていこうとする心が芽生えるよう、当該児童生徒及びその保護者等に対して、心のサポート、適応サポート及び学習サポート等の支援を行います。	学校教育課	新規
就学援助制度	経済的に就学困難な児童・生徒の保護者に、お子さんの学用品費などを援助します。	学校教育課	継続

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
奨学資金貸与事業	社会に貢献できる人材の育成を図るため、経済的な理由によって就学困難な方に対して奨学資金を貸与します。	学校教育課	継続

1 - 2 子どもたちの心と体の健全育成の推進

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
心の教室相談事業	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の悩みに寄り添いながら教職員と連携し、相談業務を行っています。	学校教育課 小学校 中学校	継続
学校保健委員会の充実	児童・生徒の健康保持を図るため具体的かつ効果的な健康管理及び保健指導が行われるよう推進します。	小学校 中学校	継続
スポーツ少年団育成	野球、男・女バレーボール、剣道など団体ごとの定期練習、各種大会参加ほか、全団員対象の結団式などを行います。	社会教育課	継続
青少年問題協議会の設置	青少年の指導育成、保護、矯正に関する総合的な施策の樹立につき、調査審議を行います。	住民生活課	継続

基本目標 2 子育て家庭をサポートする環境の整備

妊娠期から適切な支援が受けられ、安心して出産・育児ができるよう、母子保健活動を中心に、食育、医療等、妊娠時から出産、乳児期、幼児期と切れ目のない支援を提供するとともに、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携を充実させ、子育て家庭をサポートする環境を整備します。

また、子育ての基本が家庭であることを認識し、保護者自身が子どもを教育する力を身につけることを支援し、家庭での教育のあり方や地域との結びつきを身につける機会づくりを促進します。

そのほか、子育て支援を推進するため、子育て家庭における経済的な負担の軽減を図ります。

2 - 1 母子の健康づくりの推進

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
母子健康手帳交付と妊婦健康相談	生まれてくる赤ちゃんとお母さんの健康管理のため「母子健康手帳」を交付します。また、妊娠・出産に関する相談、妊娠中の生活上の注意なども伝えます。	健康福祉課	継続
妊産婦訪問指導	妊婦一般健康診査の結果や産後の状態に応じて、必要と思われる方に保健指導を行います。	健康福祉課	継続
新生児訪問	すべての方を対象に、赤ちゃんが元気に育つように保健師や助産師が新生児訪問を行っています。訪問時、予防接種手帳などを配付します。	健康福祉課	継続
2か月児健診・8か月児健診	お子さんの発育や発達の確認と、育児上のアドバイスを実施します。指定医療機関へ委託しています。	健康福祉課	継続
4～5か月児健診	お子さんの発育や発達の確認と、育児上のアドバイスをを行います。	健康福祉課	継続
後期離乳食教室	幼児食に移行する前の食生活習慣の基礎となる大切な時期に、離乳食の基礎をはじめ、歯の健康や嘔むことの大切さなど、将来の生活習慣病予防につながるアドバイスをを行います。	健康福祉課	継続
1歳6か月児健診・3歳児健診	お子さんの発育や発達の確認と、育児上のアドバイスをを行います。	健康福祉課	継続
幼児歯科健診 (1～3歳にかけて)	歯や歯ぐき、嘔み合わせの状態を歯科医師が診察します。また、効果的なむし歯予防や歯みがきの仕方を伝えます。	健康福祉課	継続

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
心理相談	お子さんの発達を確認し、心理士による育児上のアドバイスを実施します。また、保護者のカウンセリング相談も実施します。	健康福祉課	継続
各種予防接種	各種予防接種を実施し、疾病予防に努めます。	健康福祉課	継続

2 - 2 食育の推進

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
おおひら健康プラン21「栄養・食生活」の推進	次世代を担う子どもたちの望ましい食習慣形成を目指します。	健康福祉課	継続
大衡村食育推進計画の推進	親子で調理実習を行い、家庭でできそうなお手伝いや親子で作れる簡単なレシピを伝えます。	健康福祉課	継続

2 - 3 小児医療の充実と地域医療体制づくり

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
乳幼児医療費助成事業	乳幼児の保護者の経済的負担を軽減するとともに、乳幼児の疾病の早期発見及び早期治療を促進し、健康の保持増進を図るために乳幼児に係る医療費の助成を行います。	住民生活課	継続
万葉すくすく子育てサポート事業	出生から18歳に達した年度の末日までの医療費として支払った金額から、各保険法に規定している附加給付などを控除した額を保護者に助成します。	住民生活課	継続
小児救急対応の周知・啓発	地域の休日当番病院の情報提供、子どもの急病や事故の応急処置に関する助言を得られる宮城県子ども休日夜間安心コール等を周知します。	健康福祉課	継続

2 - 4 家庭の子育て力の強化

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
子育て世代包括支援センター事業	妊産婦や子育て家庭への切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター事業の設置について検討していきます。	健康福祉課	新規
「おおひらこそだてガイド」の配布	母子健康手帳交付時、転入手続き時に「おおひらこそだてガイド」を配布し、村内の子育てに関する情報を発信するとともに、必要に応じて掲載内容を更新します。	健康福祉課	継続

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
子育て何でも相談 (おひさまくらぶ)	育児をされていて心配なこと、不安なこと、聞きたいことなど保健師・栄養士が相談に応じます。	健康福祉課	継続
ベビーのゆったりタイム	0歳児とその保護者を対象として、保護者同士の交流の場を設け、また、育児の悩み等について保健師や栄養士が相談に応じます。	健康福祉課	継続
家庭教育講演会	保護者や村在勤者を対象として、子育てや家庭についての講演会を開催します。 また、参加しやすいよう認定こども園や小中学校などの行事と組み合わせるなど、開催日や内容等を改善して実施します。	社会教育課	継続

2 - 5 子育て家庭に対する経済的支援

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
万葉のびのび子育て支援事業	妊娠された方に対して、通院等の経済的な負担を軽減し、健やかな出産や出産後の育児等に寄与するため、タクシー利用、ミルク、おむつの購入費用を助成しています。	健康福祉課	継続
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、治療に要する費用の一部を助成します。	健康福祉課	継続
児童手当支給事業	中学校修了までの児童を対象に支給します。 3歳未満：15,000円 3歳～小学終了前：10,000円 (第3子以降は15,000円) 中学生一律：10,000円	住民生活課	継続
就園奨励費補助事業	幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、国の制度に基づく無償化に対応して実施します。	学校教育課	継続
給食費助成制度 (万葉ぱくぱく子育て給食支援事業)	小中学生の給食費を全額減免します。	学校教育課 給食センター	継続

基本目標 3 地域の子育て力を強化する施策の充実

本村の未来を担う子ども達の健やかな成長を支援するために、学校・家庭・地域が連携し、幼児教育や学校教育、課外活動や社会活動等を通じて、地域で子ども達が心身ともに健やかに成長し、ふれあいの輪を広げる場となるよう支援します。

また、子どもの豊かな人間性を形成につながるよう、職場体験学習等を通じて、次の世代を育む親づくりを推進します。

3 - 1 地域に根差した子どもの育ちを支える取り組みの推進

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
子育て支援ふれあい広場 (子育てサークルはらはら)	家庭での子育て中の親、祖父母とその子どもにふれあいと情報交換の場として児童館を開放しています。火・木曜日の10時から11時30分まで、申込みは必要なく、来館時に登録すると年間自由に利用できます。	児童館	継続
子ども会育成	16 地区単位子ども会の活動。子ども会育成連合会として全体行事を開催します。	社会教育課	継続
家庭教育支援事業	親子で参加する様々な取り組みや講座等の学習機会、地域情報等を提供します。また、子育てや家庭教育に関する相談に応じたり、専門機関との連携を取りながら子育てをサポートする人材の育成を行います。	社会教育課	新規
居場所づくり事業	地域の中で安全に遊べる場として地区公民館などを活用し、地域の大人と子どもが一緒に集い、遊び、学び、ふれあえる場所を提供します。利用している地区が少ないため、今後は広報等を活用し、多くの地区に利用してもらえるよう努めます。	社会教育課	継続
巡回小劇場	小・中学生を対象に、かおり高い芸術文化を身近に鑑賞する機会を提供し、豊かな情操を養い、青少年の豊かな人間形成を図るために、小学校・中学校ごとに、隔年で交互に実施します。	社会教育課	継続
おおひら万葉おどり体験会	児童館で月2回程度実施しています。村の創作舞踊「おおひら万葉おどり」を万葉おどりききょう会が指導します。	社会教育課 児童館	継続

3 - 2 小学生の遊び・生活の場の確保

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
児童館行事	工作教室、スポーツ大会、映画会、世代間交流活動、秋の野外活動を行います。	児童館	継続
放課後こども教室	活動拠点を設け、地域の方々の参画を得ながら、子ども達の勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを推進します。 本村においては、小学校の教室を利用して学習支援等を行っており、今後も参加児童の増加に努めます。	社会教育課	継続
放課後子ども総合プランの推進	放課後児童健全育成事業と放課後子ども事業の一体的実施、または連携実施に向け取り組みます。 ○放課後子ども事業の整備計画 児童館運営委員会や学校などの意見を調整しています。 ○放課後児童健全育成事業及び放課後子ども事業の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策 活動プログラムの企画、実施等について、健康福祉課・学校教育課が連携し進めています。 ○放課後児童健全育成事業及び放課後子ども事業の実施に係る保健福祉課及び教育委員会の具体的な連携に関する方策 健康福祉課・学校教育課による定期的な打ち合わせや情報交換の場を設けています。	健康福祉課	継続

3 - 3 次代の親の育成

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
第2学年職場体験学習	職場体験学習により、働くことについての考えを深める機会として、自身の将来への視野を広げ、進路実現への意欲を高めます。 今後は村内の受け入れ可能な事業所を増やし、活動の充実に努めます。	中学校	継続
男女共同参画事業	男女がお互いに良きパートナーとして家庭をはじめ地域や職場など、あらゆる分野に参画する男女共同参画社会の形成に向けてフォーラム誌を作成・配布するなど、住民の意識高揚を図ります。	住民生活課	継続

基本目標 4 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

子どもを安全に安心して育てられるよう、子どもを災害や事故、犯罪から守り、暮らしやすい施設、住環境等の整備に努め、子どもや子育てにやさしい良好な生活環境の確保を目指します。

4 - 1 子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
公営住宅の整備	新婚からファミリー向けのゆとりを持って子どもを育てられる良質な住宅を供給します。	都市建設課	継続
公園、多目的広場整備	フリースペースを活用した公園や多目的広場などを整備します。	都市整備課	継続
妊産婦、子ども連れが利用しやすい施設整備の推進	妊産婦、幼児、ベビーカー利用者等に配慮した生活関連施設における段差の解消、授乳やおむつ替えの場所を設置します。	都市整備課	継続
スクールバスの運行	小学生(中学生)の登下校時の通学手段を確保します。 現在は、住民バス経路外の行政区を対象に、登校時は1回、下校時は2回運行しています。	学校教育課	継続

4 - 2 子どもと子育て家庭の安全の確保

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
防犯灯の整備	防犯灯を設置します。	総務課	継続
安全・安心まちづくりに関する広報啓発活動	全国地域安全運動を通じた広報活動を行います。	総務課	継続
防犯パトロールの実施	防犯協会を中心に防犯パトロール(夜間)を行います。	総務課	継続
少年保護員の設置	非常勤の保護員(14名)により、少年非行防止活動及び環境浄化運動を行います。	住民生活課	継続
チャイルドシート貸付事業	チャイルドシート(乳幼児用・学童用)を住民に無料で貸し出します。	健康福祉課	継続
交通事故防止対策事業	新入学児童への黄色い帽子配布、各家庭への啓発チラシの配布、交通事故抑止看板を設置することにより、交通事故の防止に努めます。	総務課	継続

基本目標5 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

虐待、発育・発達において気になる子どもの早期発見・早期対応、ひとり親家庭等への必要な支援など、一人ひとりの特性に配慮したきめ細かな支援の充実に努め、すべての子どもが尊重されるよう総合的に支援します。

5 - 1 障がい児施策の充実

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
障がい児保育事業	集団での保育が必要で、かつ心身に障がいを有する児童について、福祉の増進を図ります。	健康福祉課	継続
身体障害者手帳	身体（視覚、聴覚、肢体不自由、内部障がい）に永続的な障がいのある児童が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳を交付します。	健康福祉課	継続
療育手帳	知的障がいのある児童が、様々な福祉サービスを利用しやすく一貫した指導・相談を受けるために、必要な手帳を、専門機関で判定をした後交付します。	健康福祉課	継続
障害児福祉手当	20歳未満であって政令で定める程度の重度の障がいのある状態であるため、日常生活において常時介護を必要とする方に支給します（所得制限あり）。	健康福祉課	継続
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童の福祉増進を図るため、その児童を養育している父母または養育者に対して手当を支給します（所得制限あり）。	住民生活課	継続
心身障害者扶養共済制度	障がい児（者）を扶養している保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者（共済加入者）が死亡、または重度の障がい者となったとき、障がい児に年金を支給します。	健康福祉課	継続
心身障害者医療費助成事業（障がい児含む）	心身障がい児（者）、精神障がい者の医療費の一部を助成し、障がい者の適正な医療機会の確保及び経済的負担の軽減を図ります（所得制限あり）。	住民生活課	継続
補装具費支給事業	身体障害者手帳を所持している身体障がい児（者）に対し、日常生活を容易にするため、補装具購入及び修理に係る費用を支給します。	健康福祉課	継続
日常生活用具給付事業	身体障害者手帳を所持している身体障がい児、または療育手帳を所持している知的障がい児を対象に浴槽などの日常生活用具を給付または貸与します。	健康福祉課	継続

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
児童発達支援	手帳の有無に関わらず、児童相談所・村保健センター・医師等により療育の必要性が認められた、身体・知的・精神に障がいのある未就学児が対象。日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 また、地域の障がい児やその家族等に対し、支援を行います。	健康福祉課	継続
放課後等デイサービス	手帳の有無に関わらず、児童相談所・村保健センター・医師等により療育の必要性が認められた、身体・知的・精神に障がいのある就学～18歳未満児が対象。学校授業終了後、または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	健康福祉課	継続
短期入所 (ショートステイ)	居宅において、その介護を行う者の疾病等の理由により、施設に短期入所させ、入浴、排泄及び食事等必要な保護を行います。	健康福祉課	継続
障がい児子育て支援事業	障がい児の日中における一時預かり事業を実施し、社会に適応するための日常的な訓練等多様なサービスの提供を行うことにより、家族の負担軽減を図り障がい児とその家族の生活を支援します。 村内に事業所ができたことにより、専門的な関わりが必要な子ども達への場の提供、保護者への負担軽減等について検討し、支援の充実を図ります。	健康福祉課	継続
障害者福祉サービス等利用者負担額助成事業	障害福祉サービス等を利用する障がい者及び障がい児に対し、障害福祉サービス等に係る利用者負担額の20%を助成し、利用者の経済的負担の軽減と福祉の増進を図ります。 今後も検討を進め、事業の利用促進を図ります。	健康福祉課	継続
訪問入浴 (その他実施事業)	障がい児の日中における一時預かり事業を実施し、社会に適応するための日常的な訓練等多様なサービスの提供を行うことにより、家族の負担軽減を図り障がい児とその家族の生活を支援します。 訪問入浴が必要な児童に対し支給決定している。	健康福祉課	継続
日中一時支援 (その他実施事業)	障がい児の日中における一時預かり事業を実施し、社会に適応するための日常的な訓練等多様なサービスの提供を行うことにより、家族の負担軽減を図り障がい児とその家族の生活を支援します。 また、訪問入浴が必要な児童に対し支給決定しています。	健康福祉課	継続

5 - 2 ひとり親家庭などへの自立支援の推進

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活安定と自立促進、子どもの福祉増進を図るために支給します。支給期間は児童が18歳に達した以後の最初の3月31日まで（一定の障がい児については20歳未満）。なお、支給額は所得により区分されます。	住民生活課	継続
交通・海難・労災遺児励まし事業	18歳未満の遺児を社会福祉協議会主催の事業にお誘いします。	社会福祉協議会	継続
母子・父子家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の18歳未満の児童を養育している家庭に親と児童の医療費自己負担分の一部を助成します。 令和元年10月よりみなし寡婦(夫)も対象とします。	住民生活課	継続
交通遺児・海難遺児手当	大衡村内に住所があり、該当する交通遺児・海難遺児を養育している人に支給します。	学校教育課	継続

5 - 3 要保護児童対策

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
子ども家庭総合支援拠点事業	児童虐待等、支援を必要とする子どもや家庭を総合的に支援し、関係機関との連携を行うため、子ども家庭総合支援拠点事業の設置について検討していきます。	健康福祉課	新規
要保護児童対策地域連絡協議会	支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が児童等に関する情報を収集、共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、法により要保護児童対策地域連絡協議会として組織体制の機能強化を図っていきます。	健康福祉課	継続

第3章 子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へ移行しています。

「子ども・子育て支援新制度」では、子どもを産み育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

ここでは、計画期間（平成27年度～31年度）における教育・保育のニーズ量の見込みから、教育・保育提供区域の設定及び教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策を整理します。

第1節 計画期間における見込みの考え方

1 教育・保育のニーズ量の見込みの考え方

(1) 「量の見込み」の考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等（以下、ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的な家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

(2) 家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプAからタイプFまで8つの潜在的な家庭類型に分類します。

潜在的な家庭類型とは、今後の就労意向（現在、就労していない母親が、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したいと思っている等）を反映させたものです。分類する類型は以下のとおりです。

図表 家庭類型

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3～5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0～2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人で、就労時間が月60時間以上を加える
タイプC'	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3～5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0～2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月60時間以上）したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親及び母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3～5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0～2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

(3) 各事業における「量の見込み」の算出方法

教育・保育事業（地域型保育事業）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出方法をまとめると、以下のとおりとなります。

■教育・保育事業（地域型保育事業）

事業名	項目	算出対象
1号認定 (幼稚園・認定こども園)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	今後、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人
2号認定 (幼稚園の利用希望強い)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用している人
2号認定 (認定こども園・保育所)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用しておらず、今後、「幼稚園」、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人
3号認定【0歳】 (認定こども園・保育所)	対象年齢	0歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人
3号認定【1・2歳】 (認定こども園・保育所)	対象年齢	1・2歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	項目	算出対象
延長保育事業	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人、かつ、利用希望時間が「18時以降」の人
放課後児童健全育成事業 【低学年】	対象年齢	5歳（推計児童は6～8歳）
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	就学後、低学年のうち、放課後「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した人
放課後児童健全育成事業 【高学年】	対象年齢	5歳（推計児童数は9～11歳）
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	就学後、高学年になってから、放課後「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	泊まりがけの預かりにおいて、「短期入所生活援助事業」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人

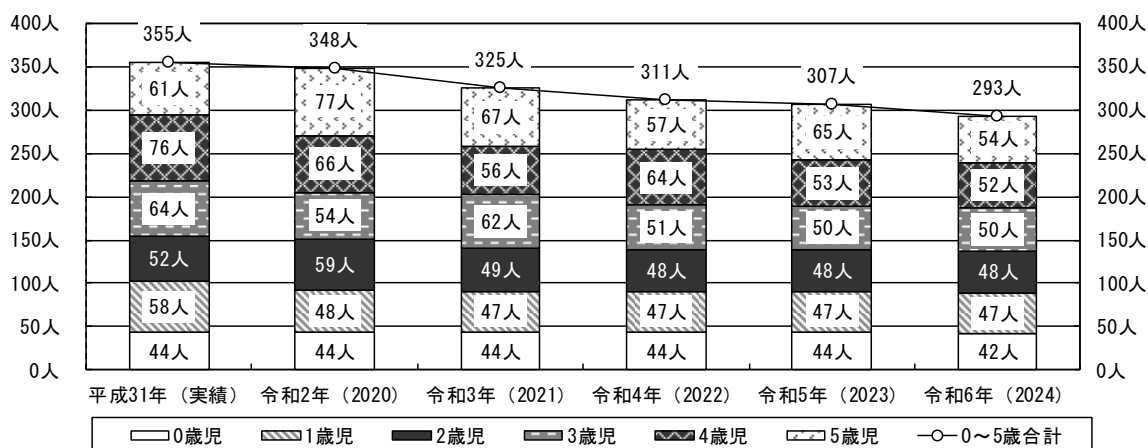
事業名	項目	算出対象
地域子育て支援拠点事業	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人及び「利用していないが、今後利用したい」と回答した人
一時預かり事業 【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり】	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	ア：今後、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人で、かつ、不定期事業を「利用したい」と回答した人 イ：現在、「幼稚園」を利用している人で、現在、一時預かり等を利用している人
一時預かり事業 【上記以外】	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	不定期事業を「利用したい」と回答した人
病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター (病児・病後児)	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	子どもが病気やケガにより、「母親または父親が休んだ人」のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児保育施設等」、「ファミリー・サポート・センター」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人
子育て援助活動支援事業 【低学年】 (※就学後の放課後の預かり)	対象年齢	5歳（推計児童は6～8歳）
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	就学後、低学年のうち、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人
子育て援助活動支援事業 【高学年】 (※就学後の放課後の預かり)	対象年齢	5歳（推計児童数は9～11歳）
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	就学後、高学年になってから、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人

2 児童数及び子育て家庭の今後の見通し

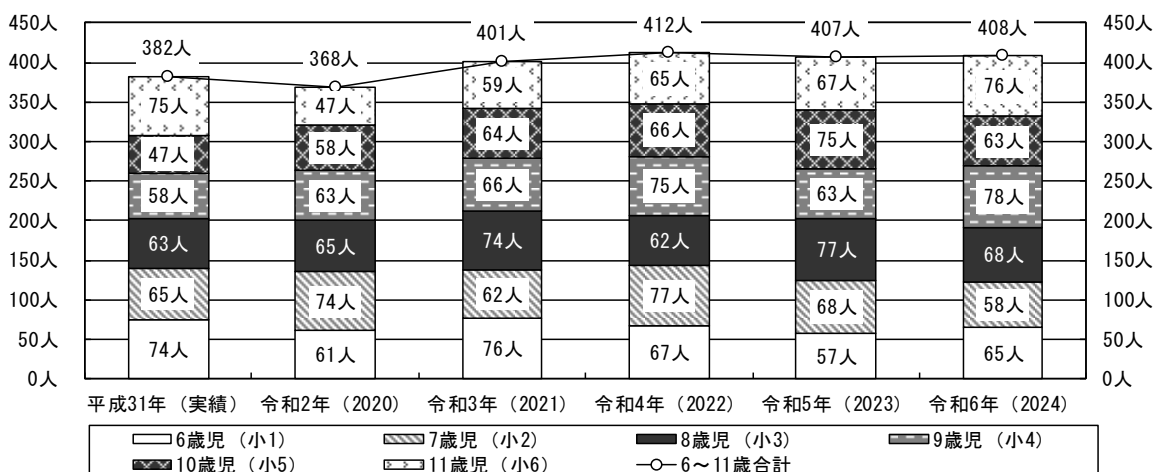
(1) 児童数の見込み

近年の人口動向が今後も続くことを前提に算出した児童数の推計は、次のとおりです。計画期間における推計では、児童数の減少が予測されています。

図表 児童数の推移（0～5歳）



図表 児童数の推移（6～11歳）



図表 児童数の推移（0～11歳）

単位：（人）

	実績値					推計値				
	平成 27年 (2015)	平成 28年 (2016)	平成 29年 (2017)	平成 30年 (2018)	平成 31年 (2019)	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)
0歳児	57	47	43	46	44	44	44	44	44	42
1歳児	59	60	51	46	58	48	47	47	47	47
2歳児	58	59	63	51	52	59	49	48	48	48
3歳児	56	61	63	63	64	54	62	51	50	50
4歳児	64	55	65	63	76	66	56	64	53	52
5歳児	56	63	56	65	61	77	67	57	65	54
6歳児	51	54	63	56	74	61	76	67	57	65
7歳児	67	50	55	62	65	74	62	77	68	58
8歳児	41	66	50	55	63	65	74	62	77	68
9歳児	60	43	67	50	58	63	66	75	63	78
10歳児	53	59	43	67	47	58	64	66	75	63
11歳児	52	56	59	44	75	47	59	65	67	76
0～5歳	350	345	341	334	355	348	325	311	307	293
6～11歳	324	328	337	334	382	368	401	412	407	408

注：実績は住民基本台帳（各年4月1日）

〔児童数の推計方法（変化率法）〕

平成27年（2015）～31年（2019）の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を用いて、実績値間の年齢ごとの変化率（例 0歳→翌年1歳の人数変化）に基づき推計を行っています。

（2）子育て家庭の見込み

アンケート調査及び児童数の見込みから、計画期間中の潜在的な家庭類型ごとの児童数の推計は、次のとおりです。

■0歳

単位：（人）

家庭類型区分	潜在的 家庭類型 割合	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)
タイプA：ひとり親	8.7%	4	4	4	4	4
タイプB：フルタイム×フルタイム	30.4%	13	13	13	13	13
タイプC：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が高い）	13.0%	6	6	6	6	5
タイプC'：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が低い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプD：専業主婦（夫）	47.8%	21	21	21	21	20
タイプE：パート×パート（保育の必要性が高い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE'：パート×パート（保育の必要性が低い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF：無業×無業	0.0%	0	0	0	0	0
計	—	44	44	44	44	42

■1・2歳

単位：(人)

家庭類型区分	潜在的 家庭類型 割合	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)
タイプA：ひとり親	4.6%	5	4	4	4	4
タイプB：フルタイム×フルタイム	30.8%	33	30	29	29	29
タイプC：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が高い）	27.7%	30	27	26	26	26
タイプC'：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が低い）	3.1%	3	3	3	3	3
タイプD：専業主婦（夫）	33.8%	36	32	32	32	32
タイプE：パート×パート（保育の必要性が高い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE'：パート×パート（保育の必要性が低い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF：無業×無業	0.0%	0	0	0	0	0
計	—	107	96	94	94	94

■3～5歳

単位：(人)

家庭類型区分	潜在的 家庭類型 割合	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)
タイプA：ひとり親	12.4%	24	23	21	21	19
タイプB：フルタイム×フルタイム	32.2%	63	60	55	54	50
タイプC：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が高い）	25.6%	50	47	44	43	40
タイプC'：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が低い）	4.1%	8	8	7	7	6
タイプD：専業主婦（夫）	24.0%	47	44	41	40	37
タイプE：パート×パート（保育の必要性が高い）	1.7%	3	3	3	3	3
タイプE'：パート×パート（保育の必要性が低い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF：無業×無業	0.0%	0	0	0	0	0
計	—	195	185	171	168	155

第2節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本村では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案し、提供区域は、「村全域」とします。

（認定区分ごとの教育・保育提供区域とその考え方）

認定区分	提供区域	考え方
1号認定（3～5歳）	村全域	<p>区域数が多い（区域が狭い）場合は、村全体の需要に対して、サービス提供や施設整備の面において、柔軟な対応が取りにくくなる場合があります。また、区域外のサービスを受ける際に煩雑な手続きが必要になる場合もあります。</p> <p>一方、区域数が少ない（区域が広い）場合は、サービスの種類によっては、利用者からみた利便性にやや欠ける面がありますが、村全域の中から多様なサービスが選択できることとなります。</p> <p>そのため本村は、村全域を一つの区域とすることが、村全体のニーズに対応できるため、「村全域」とします。</p>
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0～2歳）		

（11事業の提供区域とその考え方）

事業名	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等	村全域	村で一律の支援体制を構築する設定とします。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等	村全域	身近な拠点として提供の場は、各地区での提供となりますが、幼稚園、保育所（園）の子育て支援機能との連携も重要であることから「村全域」とします。
妊婦健康診査事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	村全域	母子保健活動に係る事業は、細かな区域を設定することにはなじまないため「村全域」とします。
乳児家庭全戸訪問事業	村全域	村より保健師等が対象者の居宅に訪問する事業であり、また全村的に取り組んでいるものであるため、区域を設定することにはなじまないため「村全域」とします。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）	村全域	村より保健師等が対象者の居宅に訪問する事業であり、また全村的に取り組んでいるものであるため、区域を設定することにはなじまないため「村全域」とします。

事業名	提供区域	考え方
子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う	—	本村では現在該当事業の実施はありませんが、実施の検討にあたっては、「保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について保護を行う」という事業の性質上、細かな区域設定はなじまないため「村全域」を想定します。
子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施	—	本村では現在該当事業を実施しておらず、実施の検討にあたっては、本事業の目的から、身近な地域での提供が望ましいと考えますが、事業実施可能な教育・保育の区域設定、幼児教育・保育と一体となる事業であることを勘案し、幼児教育・保育の区域設定に合わせた「村全域」を想定します。
一時預かり事業 保育所その他の場所において、一時的に預かる事業	村全域	幼児教育・保育の区域設定に合わせるため「村全域」とします。 なお、需要過多等により整備を検討する必要がある場合は、施設配置状況等を考慮し、利用しやすい環境整備を行うよう配慮します。
延長保育事業 時間外保育	村全域	保育所等の開所時間の前後の時間において、保育を行う事業であり、幼児教育・保育と一体となる事業であるため、幼児教育・保育の区域と同じく「村全域」とします。
病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	村全域	現在、村内1か所で病児保育事業を実施しています。 なお、新たな整備を検討する必要がある場合は、施設配置状況等を考慮し、利用しやすい環境整備を行うよう配慮します。
放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	—	本村では児童館において放課後の居場所づくりを行っているため、本事業として実施はありませんが、児童館は「村全域」を対象としているため、実施を検討する際は、提供区域を「村全域」を想定します。

(その他の地域子ども・子育て支援事業の提供区域とその考え方)

事業名	提供区域	考え方
実費徴収に係る補足給付を行う事業	村全域	世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の助成を行う事業であり、区域設定にはなじまないため、提供区域を「村全域」とします。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	村全域	新規事業者の参入促進に関する事業であり、村内において事業実施の必要性の有無を検討する必要がありますが、事業の性質上、提供区域を「村全域」とします。

第3節 教育・保育施設の充実

国の基本指針等に沿って、子ども・子育て事業計画の実施状況をまとめます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

1 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能章分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

(1号認定)

- 保育の必要がない家庭の3～5歳で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

(2号認定で幼稚園利用希望が強い)

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳で、現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間における1号認定は35～45人程度、2号認定は12～14程度の利用が見込まれ、特定教育・保育施設（村内：おおひら万葉こども園）において、計画期間の必要利用定員を確保することとします。

単位：(人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	60	57	53	52	48
1号認定	46	43	40	39	36
2号認定（幼児期の教育の 利用希望が強い）	14	14	13	13	12
確保の方策	60	60	60	60	60
特定教育・保育施設	60	60	60	60	60
過不足	0	3	7	8	12

(2) 2号認定（保育所・認定こども園）

3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3～5歳で、幼稚園利用希望が強い人以外（現在、幼稚園を利用していない人）の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは90～110人程度と見込まれ、計画期間においては、現在のサービス提供基盤から、概ね必要利用定員総数を確保できる体制となっています。

単位：（人）

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	112	105	98	96	89
確保の方策	119	119	119	119	119
特定教育・保育施設	115	115	115	115	115
企業主導型保育施設	4	4	4	4	4
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	3	14	21	23	30

(3) 3号認定（1、2歳児）

1、2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能章分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の1、2歳で、認可保育所（園）等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績、現在の就労割合をもとに、見込み量を補正して設定しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは76人程度と見込まれ、現在のサービス提供基盤では、必要利用定員総数から1人程度不足することが見込まれます。
- 現在の提供基盤（3か所）のほか、村外の地域型保育施設により、計画期間内において必要利用定員総数の確保に努めます。

単位：(人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	76	76	76	76	76
確保の方策	75	75	75	75	75
特定教育・保育施設	66	66	66	66	66
地域型保育事業	9	9	9	9	9
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	△1	△1	△1	△1	△1

(4) 3号認定(0歳児)

0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績、出産後直ちに就労することは困難であることを想定し、見込み量を補正して設定しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは25人前後と見込まれ、現在のサービス提供基盤では、必要利用定員総数から9~10人程度不足することが見込まれます。
- 現在の提供基盤(特定教育・保育施設：2か所)のほか、村外の企業主導型保育施設により、計画期間内において必要利用定員総数の確保に努めます。

単位：(人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	25	25	25	25	24
確保の方策	15	15	15	15	15
特定教育・保育施設	12	12	12	12	12
地域型保育事業	3	3	3	3	3
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	△10	△10	△10	△10	△9

2 教育・保育の一体的提供の推進

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないとされています。

子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園、保育所の役割が極めて重要であることはいうまでもありません。そのうえで、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、今後も既存の認定こども園を中心に教育・保育の一体的提供の推進を図ります。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ県による立ち入り調査等にも同行するなど、県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有と公表を行い、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を図るとともに、計画的に教育・保育施設や地域型保育事業を整備していきます。

特に、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況もあることから、育児休業期間満了時（原則として、児童が1歳に到達したとき）から教育・保育施設等の利用を希望する保護者に対して、希望したときから質の高い保育を利用できるよう環境整備を進めます。

5 子どもに関する専門知識・技術を要する支援における県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実などについては、県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

6 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携

働いている人々の仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るため、県や村内企業、労働者や子育て支援などの関連団体、労働局等と連携を取りつつ、実情に応じた取り組み（労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進します。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の充実

国の基本指針等に沿って、計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

(1) 延長保育事業（時間外保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、認可保育所等を18時以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出します。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは55～60人程度と見込まれ、村内2か所の施設において実施している現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保できる体制となっています。
- 今後も利用希望者の動向を注視しながら、引き続き延長保育に取り組むことにより、量の見込みを確保します。

単位：(人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	63	59	56	56	53
確保の方策	63	59	56	56	53

(2) 一時預かり事業（幼稚園預かり保育・幼稚園預かり保育以外）

主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児対象型

【見込み量の考え方】

- 1号認定に該当する人で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。
- 2号認定に該当する人で、現在幼稚園を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 定期、不定期による利用需要に対し、幼稚園による預かり保育を実施において、計画期間に見込まれる確保に努めます。

年間のべ利用数 単位：(人)

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	(1号認定)	57	53	50	49	45
	(2号認定)	0	0	0	0	0
	合計	57	53	50	49	45
確保の方策		57	53	50	49	45

② 在園児対象型以外

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の0～5歳で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用したい平均日数を乗じて算出した値から、1号認定による不定期利用分及び「ベビーシッター」、「その他」分を除いて算出した年間のべ利用数をもとに、延長保育や預かり保育等によって利用に該当していない専業主婦（夫）のニーズを確保することを想定し、見込み量を補正して設定しています。

【確保の方策】

- 本事業は利用が不定期であることから、引き続き利用状況を把握し、施設及び子育て援助活動支援事業により、量の見込みを確保します。

年間のべ利用数 単位：(人)

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み		361	361	361	361	361
一時預かり事業（在園児対象型）		361	361	361	361	361
確保の方策		361	361	361	361	361

(3) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。本村では体調不良児対応型により、管内医療機関と連携を図りながら、村内1園において実施します。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、子どもが病気やケガで幼稚園・保育所等が利用できなかったことがあり、「父親」もしくは「母親」が休んで対応した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児保育を利用した」、「ファミリー・サポート・センターを利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用した平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 本事業は利用が不定期であることから、引き続き利用状況を把握し、子育て援助活動支援事業の拡大を図ることにより、量の見込みを確保します。

年間のべ利用数 単位：(人)

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み		360	336	321	317	302
確保の方策	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	360	336	321	317	302

(4) 子育て援助活動支援事業（就学後）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業であり、現在、本村では実施していません。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の5歳で、小学校就学後、放課後の時間に「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人の割合を、推計児童数（小学生）に乗じて算出します。

【確保の方策】

- 現在、本村では実施していない事業であり、計画期間における利用ニーズもないため、0人とします。
- 実施にあたっては利用は不定期で、かつ有償であること、協力員の確保が必要であることから、引き続きニーズについて注視し、必要に応じて事業実施について検討することとします。

年間のべ利用数 単位：(人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み（就学後）	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の0～5歳で、泊まりがけで子どもを預けなければならなかった経験があり、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に、利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 現在、本村では実施していない事業であり、計画期間における利用は児童相談所等、広域での利用が主となりますが、村内において保護を適切に行うことができる施設の確保について引き続き検討します。

年間のべ利用数 単位：(人日)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	107	100	96	95	91
確保の方策	0	0	0	0	0

(6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の0～2歳で、「地域子育て支援拠点事業」を利用している、もしくは今後利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出された値に、利用したい平均日数（月当たり日数×12月）を乗じて算出します。

【確保の方策】

- これまでの実績を踏まえ、現在の地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の実施か所を設定するとともに、利用日時等の利便性の向上、利用者への周知徹底を図ることにより、一定の利用者数の確保に努めます。

年間のべ利用数 単位：量の見込み（人日）/確保の方策（か所）

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	319	295	293	293	289
確保の方策	1	1	1	1	1

(7) 利用者支援事業

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、地域関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【見込み量の考え方・確保の方策】

- 現在、本村では実施していない事業ですが、子育て家庭への情報提供や相談、助言等を子どもやその保護者の身近な場所で行う必要性を踏まえ、行政窓口や地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）で情報提供や相談を実施していきます。

単位：（か所）

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
実施か所数	0	0	0	0	0

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 推計児童数（0歳）を事業量とします。

【確保の方策】

- 保健師と連携を図りながら、母子保健活動において量の見込みに対する訪問・支援体制を確保します。

単位：(人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	40	40	40	40	40
確保の方策	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制

(9) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- これまでの実績から訪問率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 計画期間における需要は見込んでいませんが、対象者の把握に努め、保健師等による養育に関する相談、指導、助言等を行い、すべての要支援者への支援体制を確保します。

単位：(人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の方策	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制

(10) 妊婦健康診査事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- これまでの実績から実施率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 対象となる妊婦が利用しやすい方策を検討するとともに、量の見込みに対する受診体制を確保します。

単位：(人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	50	50	50	50	50
確保の方策	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業であり、本村では実施していません。

本村では、児童館において原則すべての児童の受け入れを行っているため、参考までに、放課後の居場所となっている児童館閉館後のお迎えまでの預かりの見込み量を計上し、実施にあたっての需要量とします。

【見込み量の考え方】

- 未就学児調査において、低学年、高学年で、今後、放課後に過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出します。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは170～190人程度と見込まれ、現在登録のある100人を上回る需要が見込まれます。
- 今後は、母親の就労状況や低学年、高学年の利用希望者の動向を引き続き注視し、必要な人員を確保できるよう努めます。

単位：(人)

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	低学年	100	107	103	101	95
	高学年	72	81	87	86	94
	合計	172	188	190	187	189
確保の方策	低学年	58	57	54	54	50
	高学年	42	43	46	46	50
	合計	100	100	100	100	100

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【確保の方策】

- 今後も村が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【確保の方策】

- 事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

第4章 計画の着実な推進に向けて

1 計画の推進体制

計画の実現には、所管課である健康福祉課と教育委員会など、庁内組織の横断的な協力体制はもちろんのこと、自助・共助・公助による連携のもと、家庭でできること、地域や事業所（施設）でできること、村にできることをそれぞれが役割を担い、基本理念に掲げる「すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進」していくことが求められます。

そのため、本計画の趣旨や制度を十分理解し、本計画を推進する当事者として、互いに協力した関係を構築していくために、子ども・子育て会議において子育てにかかる、各主体の取り組み状況や課題を共有し、施策・事業の計画的・総合的な推進を図ります。

2 計画の進捗状況の点検・評価

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の需要に対する「確保方策」の状況、各施策・事業の取り組みや、利用実績、子育て家庭の意見を把握し、PDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））に基づいて、定期的に子ども・子育て会議に報告し、同会議において評価を行います。

資料編

1 計画の策定経過

開催（実施）時期	策定作業	概要
平成30年12月21日	平成30年度 第2回子ども・子育て会議	1. 平成30年度大衡村子ども・子育て支援事業に係るアンケート調査について
平成31年1月～2月	第2期子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査	調査対象 就学前児童のいる世帯 411票 小学生児童のいる世帯 182票
平成31年3月27日	平成30年度 第3回子ども・子育て会議	1. 第2期子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査の結果について 2. 平成31年度子育て支援に関する事業について 3. おおひら万葉こども園の利用定員の変更について
令和元年5月	業務実施計画の評価	各担当課にて評価
令和元年6月25日	令和元年度 第1回子ども・子育て会議	1. 第2期子ども・子育て支援事業計画について
令和元年10月29日	令和元年度 第2回子ども・子育て会議	1. 大衡村子ども・子育て支援事業計画について 2. 幼児教育・保育無償化について
令和2年3月	書面による協議の実施 (新型コロナウイルス拡散防止に伴う措置として)	1. 大衡村子ども・子育て支援事業計画について

2 子ども・子育て会議

(1) 大衡村子ども・子育て会議条例

平成25年9月11日公布
条例第23号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、大衡村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育てに関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育てに関する事業に従事する者
- (4) その他村長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬の支給)

第7条 委員には、別に定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

No.	氏名	区分	役職	備考
1	後藤 明美	子ども子育てに関し学識 経験のあるもの	ききょう平保育園 園長	会長
2	早坂 太一	子ども子育てに関し学識 経験のあるもの	大衡児童館長	副会長
3	遠藤 恵子	子ども子育てに関し学識 経験のあるもの	大衡小学校養護教諭	
4	遠藤 至	子どもの保護者	大衡小学校 PTA 会長	
5	佐藤 まり子	子ども・子育てに関する 事業に従事するもの	大衡村保健活動推進委員 代表	
6	西村 眞由美	子ども・子育てに関する 事業に従事するもの	大衡村社会福祉協議会 事務局長	
7	碓井 裕子	その他村長が特に必要と 認めるもの	主任児童委員	
8	福島 美佳	その他村長が特に必要と 認めるもの	主任児童委員	
9	松田 泰知	子どもの保護者	保護者代表	

(敬称略)

大衡村
子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 大衡村
〒981-3692
宮城県黒川郡大衡村大衡字平林 62 番地
電話 022 (345) 5111 (代表)